

山口地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 賦課決定処分取消請求事件
国側当事者・国(下関税務署長)
平成31年2月13日棄却・確定

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	大賀 一慶 前田 浩志 弘藤 智基
被告	国
同代表者法務大臣	山下 貴司
処分行政庁	下関税務署長 南野 実也
同指定代理人	増原 英司 武田 信夫 井上 建宗 亀岡 紀恵 中村 英樹 山西 浩仁 岡野 大祐 川合 康之 嶋崎 宏昭 仲前 二郎 堀 靖明 小林 清明

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

下関税務署長が原告に対して平成27年9月30日付けでした次の各処分(ただし、1ないし7については、国税不服審判所長の裁決により一部取り消された後のもの)を取り消す。

- 1 平成20年分所得税の決定及び重加算税の賦課決定
- 2 平成21年分所得税の決定及び重加算税の賦課決定
- 3 平成22年分所得税の決定及び重加算税の賦課決定
- 4 平成23年分所得税の決定及び重加算税の賦課決定

- 5 平成24年分所得税の決定及び重加算税の賦課決定
- 6 平成25年分所得税及び復興特別所得税の決定並びに重加算税の賦課決定
- 7 平成26年分所得税及び復興特別所得税の決定並びに重加算税の賦課決定
- 8 平成22年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の各決定並びにこれらの重加算税の各賦課決定
- 9 平成23年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の各決定並びにこれらの重加算税の各賦課決定
- 10 平成24年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の各決定並びにこれらの重加算税の各賦課決定
- 11 平成25年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の各決定並びにこれらの重加算税の各賦課決定
- 12 平成26年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の各決定並びにこれらの重加算税の各賦課決定

第2 事案の概要

- 1 本件は、平成20年から平成26年までの各年分の所得税及び平成22年から平成26年までの各課税期間（各年1月1日から12月31日まで）に係る消費税及び地方消費税（以下、両者を併せて「消費税等」という。）について、処分行政庁から、いずれも平成27年9月30日付けで所得税の決定処分及び同所得税に係る重加算税の賦課決定処分並びに消費税・地方消費税の決定処分及び同消費税・地方消費税に係る重加算税の賦課決定処分を受けた原告が、その各取消しを求める事案である。
- 2 前提事実（証拠の摘示のない事実は当事者間に争いがない。）
 - (1) 原告は、平成20年から平成26年までの各年（以下「本件各年」という。）において、清涼飲料水等の製造及び販売等を目的とする有限会社A（以下「A」という。）の代表取締役であった。
 - (2) また、原告は、本件各年において、後記のとおり、「B」や「C」等の商号を使用し、パチンコ店の経営会社に契約金（協賛金）を支払うなどして、パチンコ店に飲料水の自動販売機の設置許可を得て、同許可に基づき飲料水メーカーに自動販売機を設置させることで飲料水メーカーから手数料を得る取引や、物品のレンタルに係る取引先を契約相手に紹介して同契約相手から販売手数料を得る等の取引を行っていた。
 - (3) 自動販売機の設置に関する取引（以下「本件各自販機設置取引」という。）について
 - ア 株式会社D及び有限会社Eとの契約について
 - (ア) 「F」に係る契約について

原告は、株式会社D（平成25年4月●日組織変更前の商号は有限会社G。以下組織変更の前後を問わず「D」という。）との間で、契約者名を「B代表乙」とし、契約金5000万円を支払うことで、平成18年8月10日より売上販売本数が240万本に達するまで、Dが経営するパチンコ店「F」（平成26年11月に「H」に改称した。以下「F」という。）において自動販売機の設置の承認を受けることなどを内容とする自動販売機設置契約を締結した。

なお、上記契約において、原告は、契約者名を「B代表乙」としていたが実際の契約当事者は原告であった。以下の契約においても当事者が「乙」名義の契約や取引は、原

告が当事者となっていた。

原告は、平成18年7月24日、上記契約に係る契約金として、「B」の名義で、D名義の預金口座に5000万円を振り込んだ。

(イ) 「I」に係る契約について

原告は、有限会社E（以下「E」という。）との間で、契約者名を「B代表乙」とし、契約金5000万円を支払うことで、平成20年5月2日より売上販売本数が240万本に達するまで、Eが経営するパチンコ店（「I」平成20年11月に開店し、その後「J」に改称した。）において自動販売機の設置の承認を受けることなどを内容とする自動販売機設置契約を締結した。

なお、Eは、Dと同一所在地に本店所在地を置き、代表者も同一であった。

原告は、平成20年5月30日、上記契約に係る契約金として、「B」の名義で、E名義の預金口座に5000万円を振り込んだ。

(ウ) 「K」に係る契約について

原告は、Eとの間で、契約者名を「B代表乙」とし、契約金3000万円を支払うことで、平成21年10月10日より売上販売本数が144万本に達するまで、Eが経営するパチンコ店「K」（平成21年10月に開店し、その後「L」に改称した。以下「K」という。）において自動販売機の設置の承認を受けることなどを内容とする自動販売機設置契約を締結した。

原告は、平成21年11月19日、上記契約に係る契約金として「B」の名義で、E名義の預金口座に3000万円を振り込んだ。

(エ) 「M」に係る契約について

原告は、Dとの間で、契約者名を「B代表丙」とし、契約金2000万円を支払うことで、平成24年9月15日より売上販売本数が96万本に達するまで、Dが経営するパチンコ店「M」（以下「M」という。）において自動販売機の設置の承認を受けることなどを内容とする自動販売機設置契約を締結した。なお、「丙」は原告の通称名である。

原告は、上記契約の契約金として、「M」を出店するためDが設立した法人である株式会社Nに対して、平成25年1月23日に500万円を、同年5月31日に1500万円を、それぞれ「B」の名義で支払った。

(オ) 「H」及び「O」に係る契約について

原告は、D及びEとの間で、契約者名を「B代表乙」、契約有効期間を平成21年12月22日から平成22年6月21日までの6か月間とし、Dが経営するパチンコ店「H」及びEが経営するパチンコ店「O」（平成16年6月に「P」の店名で開店し、その後「O」を経て「Q」に改称した。以下「本件O」という。）の各店舗において自動販売機の設置を承認することなどを内容とする自動販売機設置契約を締結した。

なお、上記契約は、契約有効期間を平成22年6月22日から平成24年6月21日までの2年間及び同年7月1日から平成26年6月30日までの2年間として、それぞれ更新（自動販売機設置契約を新たに締結）され、その後、契約者名を「B代表丙」、契約有効期間を平成26年7月1日から平成30年6月30日までの4年間として、更新（自動販売機設置契約を新たに締結）された。

(カ) D及びEとの間で交わした覚書について

原告は、D及びEとの間で、契約者名を「B代表乙」、始期を平成20年5月2日として、「H」、「F」、「O」及び「I」における自動販売機の設置及び販売に関して、上記各店舗に係る期間契約及び本数契約は相互に補完し合い一店舗のみ契約が終わるものではなく、全ての店舗契約が終了して初めて終わる契約である旨、新規店舗はこの契約に含まない旨等を約した覚書を締結した。

なお、上記覚書は、上記各店舗に「K」を加え、始期を平成21年10月10日として、更新（覚書を新たに締結）された。その後、契約者名を「B代表丙」とし、上記の各店舗に「M」を加え、始期を平成24年9月15日として、更新（覚書を新たに締結）された。

イ 有限会社Rとの契約について

原告は、平成17年12月14日付けで、有限会社R（以下「R」という。）との間で、契約者名を「B代表乙」とし、契約金1000万円を支払うことで、同日より販売本数が60万本に達するまで、Rが経営するパチンコ店「S」（以下「S」という。）において自動販売機の設置の承認を受けることなどを内容とする自動販売機設置契約を締結した。

原告は、平成17年12月22日、上記契約に係る契約金として、「B」の名義で、R名義の預金口座に1000万円を振り込んだ。

ウ AとT株式会社及び株式会社Uとの契約について

（ア）T株式会社との契約について

Aは、平成18年7月1日付けで、T株式会社（以下「T」という。）との間で、契約者名を「A」とし、契約金500万円を支払うことで、販売本数が25万本に達するまで、Tが経営する店名を「V」とするパチンコ店（以下「V」という。）において自動販売機の設置の承認を受けることなどを内容とする自動販売機設置契約を締結した。

Aは、その頃、Tに対して、上記契約に係る契約金500万円を支払った。

なお、Tは、平成28年6月30日まで株式会社Uと同一住所地に本店所在地を置き、平成27年4月15日まで代表者は同一であった。

（イ）株式会社Uとの契約について

Aは、平成24年1月24日付けで、株式会社U（以下「U」という。）との間で、契約者名を「A」とし、契約金500万円を支払うことで、販売本数が25万本に達するまで、Uが経営するパチンコ店「W」（以下「W」という。）において自動販売機の設置の承認を受けることなどを内容とする自動販売機設置契約を締結した。

Aは、同日25日、Uに対して、上記契約に係る契約金500万円を支払った。

（ウ）T及びUとの間で交わした覚書について

Aは、平成24年1月24日付けで、T及びUとの間で、契約者名を「A」とし、「V」及び「W」における自動販売機の設置及び販売に関して、当該各店舗の販売本数を相互に補完し合うものである旨などを約した覚書を締結した。

（エ）Aからの契約上の地位の承継

原告は、平成25年2月頃、Aが資産計上した上記各契約に係る契約金（協賛金）の残債額461万1500円について、Aから買い取り、上記各契約に係る契約上の地位を承継した。

なお、上記契約金（協賛金）の残債額は、各契約に係る契約金の合計額1000万円から、承継時における契約金の償却額（所定の単価に売上本数を乗じたもの）の累計額538万8500円を控除したものに相当する金額であった。

エ X株式会社との取引について

(ア) 原告は、平成16年頃、飲料水メーカーであるX株式会社（以下「X」という。）との間で、契約者名を「A」、契約の有効期間を平成16年6月10日から平成21年6月9日までの間として、Xが「H」及び「O」に自動販売機を設置して自販機営業を行うことにより販売手数料を支払う旨や、販売価格1本当たりの販売手数料の金額などを約した自動販売機設置契約を締結した。

(イ) 原告は、平成18年8月頃、飲料水メーカーであるXとの間で、契約者名を「B」、契約有効期間を同月10日から平成21年8月9日までの間として、Xが「F」に自動販売機を設置して自販機営業を行うことにより販売手数料を支払う旨や、販売手数料の金額などを約した自動販売機設置契約を締結した。

(ウ) なお、上記（ア）及び（イ）の各契約について、原告は、平成21年6月10日付けで、Xとの間で、契約者名を「B」、契約の有効期間を同日から平成24年6月9日までの間として、Xが「H」、「O」、「F」及び「I」の各店舗に自動販売機を設置して自販機営業を行うことにより販売手数料を支払う旨や、販売価格1本当たりの販売手数料の金額などを約した自動販売機設置に関する契約を締結した。同契約は、上記の契約の有効期間満了後において、設置場所及び契約の有効期間を変更するなどして、順次、更新（契約を新たに締結）された。

(エ) 原告は、平成21年10月30日付けで、Xとの間で、契約者名を「B」、契約の有効期間を同月10日から平成24年10月9日までの間として、Xが「K」に自動販売機を設置して自販機営業を行うことにより販売手数料を支払う旨や、販売価格及び手数料の金額などを約した自動販売機設置に関する契約を締結した。同契約は、契約の有効期間を変更するなどして、更新（契約を新たに締結）された。

(オ) また、Aは、Xとの間で、平成24年7月25日付けで、Xが「V」に自動販売機を設置して商品を販売することにより販売手数料を支払う旨や、販売価格1本当たりの販売手数料の割合などを約した自動販売機設置契約を締結した。

平成25年2月頃、「V」に係る契約上の地位はAから原告に承継された。

(カ) 原告は、本件各年において、前記（ア）ないし（エ）の各契約に基づく販売手数料を、平成22年4月26日までは、Y信用金庫向洋支店の「乙」名義の普通預金口座（番号●●●●。以下「本件乙名義口座」という。）に、平成22年5月21日以降は、Y信用金庫新地支店の「B丙」名義の普通預金口座（番号●●●●。以下「本件丙名義口座」という。）にそれぞれ振込の方法により受領していた。

原告が、本件各年において、Xから受領した販売手数料の金額は、別表1の順号②のとおりである。

オ Z株式会社との取引について

(ア) 原告は、平成17年12月8日付けで、飲料水メーカーであるZ株式会社（以下「Z」という。）との間で、契約者名を「B代表乙」として、ZがSに自動販売機を設置して商品を販売することにより販売手数料を支払う旨や、販売価格1本当たりの販売

手数料の割合及びその支払方法などを約した自動販売機設置契約を締結し、その後、平成21年2月1日付けで、当該契約の販売価格1本当たりの販売手数料の割合及びその支払方法などの内容を変更した自動販売機設置契約を締結した。

(イ) また、Aは、Zとの間で、平成24年1月25日付けで、Zが「W」に自動販売機を設置して商品を販売することにより販売手数料を支払う旨や、販売価格1本当たりの販売手数料の割合及びその支払方法などを約した自動販売機設置契約を締結していた。

「W」に係る契約上の地位は、平成25年2月頃、Aから原告に承継された。

(ウ) 原告は、本件各年において、前記(ア)の契約に基づく販売手数料を、平成22年4月20日までは本件乙名義口座に、平成22年5月20日以降は本件丙名義口座に、それぞれ振込の方法により受領した。

さらに、原告は、平成25年2月以降、前記(イ)のAの契約上の地位を承継したことにより、前記(イ)の契約に基づく販売手数料を含めて、本件丙名義口座において、振込の方法により受領していた。

原告が本件各年において、Zから受領した販売手数料の金額は、別表1の順号⑤のとおりである。

カ a株式会社との取引について

(ア) 原告は、飲料水メーカーであるa株式会社(以下「a」という。)との間で、平成24年10月以降、aが「M」に自動販売機を設置して商品を販売することにより販売手数料を支払う旨などを約した自動販売機設置契約を締結し、この契約に基づく販売手数料を、本件丙名義口座に振込の方法により受領していた。

(イ) 原告が、本件各年において、aから受領した販売手数料の金額は、別表1の順号④のとおりである。

キ b株式会社との取引について

(ア) 原告は、飲料水メーカーであるb株式会社(以下「b」という。)との間で、平成26年1月以降、bが「O」、「F」、「I」、「K」及び「V」に自動販売機を設置して商品を販売することにより販売手数料を支払う旨や、販売価格1本当たりの販売手数料の割合及びその支払方法などを約した自動販売機設置契約を締結し、この契約に基づく販売手数料を、本件丙名義口座に振込の方法により受領していた。

(イ) 原告が、本件各年において、bから受領した販売手数料の金額は、別表1の順号③のとおりである。

ク Aとの取引について

(ア) 原告は、本件各年において、Aから、Aが「H」、「O」、「F」、「I」、「K」及び「V」に自動販売機を設置して商品を販売することによる販売手数料を、平成22年4月20日までは本件乙名義口座に、平成22年5月20日以降は本件丙名義口座に、それぞれ振込の方法により受領していた。

(イ) 原告が、本件各年において、Aから受領した販売手数料の金額は別表1の順号①のとおりである。

(4) 本件自販機等以外の取引(以下「本件自販機等以外取引」という。)について

ア d株式会社との取引について

(ア) 原告は、d株式会社(以下「d」という。)との間で、契約者名を「C」とし、原告

が、dが取り扱うマット及びモップ等の物品レンタルに係る取引先を紹介し、dがその取引先に係る売上金額の15パーセントを販売手数料として支払う旨などを約した特約店契約を締結した。

また、原告は、dとの間で、契約者名を「B」とし、原告が、dが代理店をしている水の設置販売に係る取引先を紹介し、dがその取引先に係る売上金額の5パーセントを販売手数料として支払う旨などを約した特約店契約を締結した。

(イ) 原告は、本件各年において、上記の契約者名を「C」とする契約に基づく販売手数料を、Y信用金庫向洋支店の「C丁」名義の普通預金口座（口座番号●●●●。以下「本件丁名義口座」という。）に振込の方法により受領していた。また、原告は、上記の契約者名を「B」とする契約に基づく販売手数料を、平成22年4月20日までは本件乙名義口座に、平成22年5月20日以降は本件丙名義口座に、それぞれ振込の方法により受領していた。

以上により、原告が、本件各年において、dから受領した販売手数料の金額は、別表1の順号⑥のとおりである。

イ 株式会社eとの取引について

(ア) 原告は、株式会社e（平成24年1月1日商号変更前の商号は株式会社f。以下商号変更の前後を問わず「e」という。）との間で、契約者名を「A」とし、eが取り扱うg事業（法人向け事務用品の販売事業）に係る顧客への販売代理を行い、eがその販売金額に応じて販売手数料を支払うなど約したg事業に係る代理店契約を締結した。

(イ) 原告は、本件各年において、上記（ア）の契約に基づく販売手数料を、本件丁名義口座に振込の方法により受領していた。

原告が、本件各年において、eから受領した販売手数料の金額は、別表1の順号⑦のとおりである。

ウ 有限会社hとの取引について

原告は、i携帯電話回線の団体契約紹介事業を行っていた有限会社h（以下「h」という。）から、携帯電話回線の紹介事業を行うことにより、同紹介事業に係る報酬を得ており、同報酬は、本件乙名義口座に振込の方法により受領していた。

原告が、本件各年において、hから受領した報酬の金額は、別表1の順号⑧のとおりである。

(5) 原告は、乙及び戊に対し、パチンコ店経営会社、水やマットの取引先等の新規の取引先を獲得するための接待費用等につき、業務委託料として金員を交付していた（乙6、54、55、76）。

(6) 税務調査の経緯

ア 原告は、本件各年分の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）及び平成22年1月1日から平成22年12月31日までの課税期間（以下「平成22年課税期間」という。他年の課税期間についても同様に略記する。）ないし平成26年課税期間（以下「本件各課税期間」という。）の消費税等について、納税申告書を処分行政庁に提出しなかった。

イ 処分行政庁は、平成27年1月20日から、広島国税局課税第二部資料調査課所属の職員によるAに対する法人税に係る税務調査（以下「本件法人税調査」という。）を実施

した。

本件法人税調査において、同調査の担当者は、原告が本件各自販機設置取引及び本件
自販機等以外取引（以下、併せて「本件各取引」という。）を行っていることを把握した。

ウ 処分行政庁は、平成27年4月30日から、本件法人税調査の担当者及び下関税務署
の職員による、原告に対する所得税等及び消費税等に係る税務調査（以下、本件法人税
調査と併せて「本件各調査」という。）を実施した。

本件各調査の担当者は、原告に対し、平成27年9月8日、本件各調査の結果を説明
し、本件各取引により原告が得た所得について、期限後申告書を提出するよう勧奨した
が、原告はこれに応じず、期限後申告書を提出しなかった。

エ 税務調査における原告の主張

原告は、税務調査において、各飲料水メーカーから受領した販売手数料を収入として
認定したことについて、実際は立て替えた金額を回収しているに過ぎず、貸借取引であ
る旨主張していた（乙53）。

（7）本件処分

ア 処分行政庁は、原告に対し、平成27年9月30日、本件各調査の結果に基づき、①
原告が本件各年分の所得税等及び本件各課税期間の消費税等に係る各確定申告をする義
務があるにもかかわらず申告していないとした上で、②原告が本件各年分の所得税等及
び本件各課税期間の消費税等の各課税標準の全部を申告しなかったことが、国税通則法
70条4項に規定する国税の更正等の期間制限の要件及び同法68条2項に規定する重
加算税の賦課要件をいずれも満たすとして、前記第1の1ないし12の各処分（ただし、
1ないし7については国税不服審判所長の裁決による一部取消前のもの）をした。

上記各決定にかかる税額及び各通知書に記載された処分の理由の要旨は別紙1ないし
12記載のとおりである（ただし、「請求人」とあるのをいずれも「原告」と読み替え
る。）。

（8）本件訴訟に至る経緯

ア 原告は、平成27年10月30日、処分行政庁に対し、上記（7）の各処分を不服と
して、その全部の取消しを求める異議申立てをしたが、処分行政庁は、平成28年1月
22日、これを棄却する異議決定をした（甲13、14）。

イ 原告は、平成28年2月16日、国税不服審判所長に対し、上記（7）の各処分の全
部の取消しを求める審査請求をした。同所長は、平成29年2月6日、上記各処分の中
で、以下の各税額を取り消す裁決をした（甲15、16。以下、同裁決による取消後の
平成20年分ないし平成26年分の所得税等の各決定処分を「本件各所得税等決定処分」、
同取消後の平成20年分ないし平成26年分の所得税等にかかる重加算税の賦課決定処
分を「本件各所得税等賦課決定処分」、平成22年課税期間ないし平成26年課税期間の
消費税等の各決定処分を「本件各消費税等決定処分」、平成22年課税期間ないし平成2
6年課税期間の消費税等にかかる重加算税の各賦課決定処分を「本件各消費税等賦課決
定処分」といい、これらを「本件各処分」と総称する。）。

（ア）平成20年分所得税25万4800円、重加算税10万4000円

（イ）平成21年分所得税91万8100円、重加算税36万4000円

（ウ）平成22年分所得税75万5700円、重加算税30万4000円

(エ) 平成23年分所得税84万1500円、重加算税33万6000円

(オ) 平成24年分所得税86万4000円、重加算税34万4000円

(カ) 平成25年分所得税、復興特別所得税182万2400円、重加算税73万2000円

ウ 原告は、平成29年8月10日、前記第1の1ないし12の各処分（ただし、1ないし7については国税不服審判所長の裁決による一部取消前のもの）の取消しを求めて本件訴えを提起した後、同年11月1日付けで、上記イの裁決による一部取消しにかかる部分の取消しを求める訴えを取り下げ、被告はこれに同意した。

3 関係法令の定め

(1) 国税通則法

66条（無申告加算税）

1項 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該納税者に対し、当該各号に規定する申告、更正又は決定に基づき第35条第2項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に100分の15の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課する。ただし、期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 期限後申告書の提出又は第25条（決定）の規定による決定があった場合

二 期限後申告書の提出又は第25条の規定による決定があった後に修正申告書の提出又は更正があった場合

68条（重加算税）

2項 第66条第1項（無申告加算税）の規定に該当する場合（同項ただし書又は同条第5項若しくは第6項の規定の適用がある場合を除く。）において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき法定申告期限までに納税申告書を提出せず、又は法定申告期限後に納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る無申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の40の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

70条（国税の更正、決定等の期間制限）

（平成23年法律第114号による改正前のもの。）

1項 次の各号に掲げる更正又は賦課決定は、当該各号に定める期限又は日から3年を経過した日（同日前に期限後申告書の提出があつた場合には、同日とその提出があつた日から2年を経過した日とのいずれか遅い日）以後（法人税に係る更正については、第1号に定める期限又は日から5年を経過した日以後）においては、することができない。

一 更正（第3項の規定に該当するものを除く。） その更正に係る国税の法定申告期限（還付請求申告書に係る当該更正については、当該申告書を提出した日）

二 課税標準申告書の提出を要する国税で当該申告書の提出があったものに係る賦課決定 当該申告書の提出期限

4 項 次の各号に掲げる国税に係る賦課決定は、当該各号に定める期限又は日から5年を経過した日以後においては、することができない。

一 課税標準申告書の提出を要する国税で当該申告書の提出がなかったもの 当該申告書の提出期限

二 課税標準申告書の提出を要しない賦課課税方式による国税 その納税義務の成立の日

70条（国税の更正、決定等の期間制限）

（平成23年法律第114号による改正後のもの。）

1 項 次の各号に掲げる更正決定等は、当該各号に定める期限又は日から5年（第2号に規定する課税標準申告書の提出を要する国税で当該申告書の提出があったものに係る賦課決定（納付すべき税額を減少させるものを除く。）については、3年）を経過した日以後においては、することができない。

一 更正又は決定 その更正又は決定に係る国税の法定申告期限（還付請求申告書に係る更正については当該申告書を提出した日とし、還付請求申告書の提出がない場合にする決定又はその決定後にする更正については政令で定める日とする。）

二 課税標準申告書の提出を要する国税に係る賦課決定 当該申告書の提出期限

三 課税標準申告書の提出を要しない賦課課税方式による国税に係る賦課決定 その納税義務の成立の日

4 項 偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税（当該国税に係る加算税及び過怠税を含む。）についての更正決定等又は偽りその他不正の行為により当該課税期間において生じた純損失等の金額が過大にあるものとする納税申告書を提出していた場合における当該申告書に記載された当該純損失等の金額（当該金額に関し更正があつた場合には、当該更正後の金額）についての更正（前2項の規定の適用を受ける法人税に係る純損失等の金額に係るものを除く。）は、第1項又は前項の規定にかかわらず、第1項各号に掲げる更正決定等の区分に応じ、当該各号に定める期限又は日から7年を経過する日まで、することができる。

（2）所得税法

36条（収入金額）

1 項 その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。

2 項 前項の金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする。

37条（必要経費）

1 項 その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額（事業所得の金額及び雑所得の金額のうち山林の伐採又は譲渡に係るもの並びに雑所得の金額のうち

第35条第3項（公的年金等の定義）に規定する公的年金等に係るものを除く。）の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする。

（3）消費税法

2条（定義）

1項 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

八 資産の譲渡等 事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものを含む。）をいう。

九 課税資産の譲渡等 資産の譲渡等のうち、第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

4 争点及び争点に対する当事者の主張

（1）争点1（本件各処分の実体的適法性）

ア 被告の主張

（ア）原告は、パチンコ店に飲料水の自動販売機の設置許可を得るための契約金（協賛金）及び新規の取引先の獲得のための紹介料を自ら支払うなどして本件各自販機設置取引を行い、飲料水メーカー等から継続的に販売手数料等を得ていたものである。また、原告は、d等との間で特約店契約等を締結し、これら各契約に基づき本件自販機等以外取引を行って、販売手数料等による収入を得ていたものである。これら原告が行った一連の経済活動は、自己の計算と危険において営利を目的とし対価を得て継続的に行う経済活動であるから、原告が行った本件各取引で得た所得は、原告の事業所得に該当する。

原告が本件各取引で得た販売手数料等の合計金額は、事業所得に係る総収入金額として計算すべきである。

（イ）原告は、本件各処分に係る国税の課税標準等又は税額等の基礎となるべき事実を隠蔽し、又は仮装したことに基づいて、法定申告期限までに納税申告書を提出しなかった。原告の行為は、通則法70条4項に規定する「偽りその他不正の行為」により税額を免れたものに該当し、法定申告期限から7年を経過する日まで更正決定等を行うことができる。本件各年分における所得税等の納付すべき税額は、別表2の順号㉑のとおりである。

（ウ）原告が本件各取引により得た金員について所得税等の申告をしなかったことは、通則法68条2項に規定する重加算税の賦課要件を満たし、本件各年分の重加算税の金額は、別表2の順号㉑にそれぞれ100分の40の割合を乗じて算出した金額である。

（エ）原告が行った本件各取引は、事業として対価を得て行われる役務の提供であり、消費税法2条1項8号の「資産の譲渡等」に該当し、同項9号の「課税資産の譲渡等」に該当する。基準期間の課税売上高は、課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から各課税期間に係る規定により算出した売上に係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除して

算出するところ、本件においては、課税資産の譲渡等の対価の額の合計額が、基準期間の課税売上高となる。各基準期間の原告の課税売上高は、各基準期間に対応する各年分の事業所得の総収入金額に105分の100を乗じて算定することになるところ、原告については、別表3の順号④のとおりであり、請求の趣旨記載の各課税期間についていずれも課税売上高が1000万円を超えるため、納税義務者に該当する。課税標準額は、事業所得に係る総収入金額を前提として算出し、原告が納付すべき消費税等の額は、別表4の順号⑧のとおりである。

(オ) 原告が各課税期間において行った本件各取引により得た金員について、消費税等の申告をしなかったことは、通則法68条2項に規定する重加算税の賦課要件を満たし、本件各課税期間における重加算税の金額は、別表4の順号⑧にそれぞれ100分の40の割合を乗じて算出した金額である。

イ 原告の主張

(ア) 本件各処分について、原告が各飲料水メーカーから各自動販売機の売上げに応じて受け取った金員を、原告が本件各パチンコ店経営会社に対して支払った契約金（協賛金）の返済に充てた部分に相当する金額も含めて総収入金額ないし課税売上高に算入したことは、事実としては認めるが、法的評価としては争う。その余の本件処分の前提となった事実関係は認める。

(イ) 本件各取引で飲料水メーカーから受け取った金員のうち、契約金（協賛金）に相当する部分は、原告にとっては各飲料水メーカーから立替金の返済を受けただけであり、貸借取引である。

(2) 争点2（本件各処分の手続的適法性）

ア 被告の主張

(ア)（法令上要求される理由付記の程度）

a 行政手続法14条1項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与えるという同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮して決定すべきである。

b 本件各処分は、処分行政庁が自らの調査によって把握し、認定した事実を、租税関係法令にあてはめて、自らの判断で、課税標準等を一方的に決定又は賦課決定する処分であり、原告からの請求に基づいてなされるものではなく、税務調査における原告の意見の当否を判断する行政処分ではない。

c 本件各処分の性質からすると、本件各通知書には、あくまで処分行政庁が認定した税法の規定により客観的に定まる原告の課税標準等、税額等及び重加算税の金額の根拠となる判断過程を記載すれば、行政手続法14条1項本文が理由付記を要求している趣旨を十分に満たす。

税務調査における原告の主張は本件各処分において応答することが法制度上予定されておらず、原告の主張の内容や処分行政庁の認定判断が税務調査時の原告の主張と異なる理由や原告の主張を排斥した理由は、客観的に定まる原告の課税標準等の認定

根拠にはなり得ないから、本件各通知書に記載すべき理由にはあたらない。

(イ) (本件各通知書における理由付記)

- a 本件各通知書には、所得税法や消費税法等の各条文を示しながら、原告が所得税等や消費税等に係る確定申告書を提出していないこと、原告が自動販売機の設置場所を飲料水メーカーに紹介し販売手数料を得ること等を業としていること、その事業に係る収入金額及びその収入金額に係る各取引先、原告による仮装又は隠蔽の根拠となる事実等が具体的に記載されており、本件各決定処分に係る課税標準等及び税額等に至る判断過程及び本件各賦課決定処分に係る重加算税の金額に至るまでの判断過程を逐一検証できる程度に具体的に記載されているのであるから、行政手続法14条1項本文が要求する理由付記の程度を満たすものである。
- b 本件各通知書の記載からすれば、処分行政庁が認定した原告の事業内容、収入金額及び収入と認定した各取引について、原告がその内容を認識することは十分可能であり、同取引に係る資料を当然に保有する原告が不服申立ての手續において自らが保有する資料に基づき主張立証すれば足りるのであるから不服申立てをするについて不都合はないし、本件各通知書の記載以上に、原告の事業所得に係る収入金額が「損益取引」によるものである旨を記載しなければならないという法的根拠はない。

イ 原告の主張

(ア) (法令上要求される理由付記の程度)

- a 課税要件について、処分行政庁と名宛人との間に見解の相違(争点)があり、処分行政庁が誤った主張を繰り返していたような場合には、処分行政庁の主張に基づいて処分がなされたのか、他の解釈適用等によって処分がなされたのかその判断過程を検証することは不可能であって、不服申立ての対象が不明となるため、当該争点について結論に至るまでの判断過程を逐一検証できる程度に具体的に記載されていなければ、理由付記としては不十分である。
- b 本件では、原告は、本件各処分に係る税務調査の段階から、本件各取引が貸借取引であったことを一貫して主張しており、一方、処分行政庁は「支払った側が費用であるなら、受け取った側は収益である」として損益取引であるという誤った主張を繰り返していた。

したがって、争点について、原告の主張に対応するかたちで、その結論に到達した過程、すなわち、本件各取引が損益取引に該当し、原告に収入が発生したと判断する理由や原告の主張を排斥した理由などを本件各通知書に記載しなければならない。

(イ) (本件各通知書における理由付記)

本件各通知書には、原告が自動販売機の設置場所を飲料水メーカーに紹介し販売手数料を得ること等を業としていること等以外には、結論が記載されているのみであって、争点についての根拠規定の解釈適用、具体的事実の摘示、具体的事実の評価が一切なされていない。本件各通知書は、原告の主張に対応するかたちで、その結論に到達した過程が明らかにされているとは到底言えないから、理由付記を欠き、違法である。

第3 当裁判所の判断

1 争点1 (本件各処分の実体的適法性) について

(1) 本件各取引で得た金額を事業所得の総収入金額に含めることの適否

ア 所得税法23条ないし35条は、課税の対象である所得をその源泉ないし性質によって10種類に分類し、それぞれについて、その年中の収入金額ないし総収入金額から必要経費・取得費等の金額を控除した残余の部分、すなわち、個人の収入のうちその者の担税力を増加させる利得に当たる部分を所得とする趣旨と解されるのであり（最高裁平成●●年（〇〇）第●●号同24年1月13日第二小法廷判決・民集66巻1号1頁参照）、源泉や形式のいかんにかかわらず、人の担税力を増加させる経済的利得はすべて所得を構成するという包括的所得概念を採用したものと解される。そして、所得税法36条第1項の文言からすれば、同項は、外部からの経済的価値の流入を「収入」と捉えているものと解するのが相当である。

原告は、各飲料水メーカーから飲料水の販売本数に応じた販売手数料を得ているところ、これは、飲料水が販売されたことにより各飲料水メーカーから原告に対して支払われた手数料であるから、外部からの経済的価値の流入であり、収入に該当する。

そして、所得税法27条所定の「事業」とは、自己の計算と危険において営利を目的とし対価を得て継続的に行う経済活動であると解するべきであるところ（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同56年4月24日第二小法廷判決・民集35巻3号672頁参照）、原告は、本件各自販機設置取引において、各飲料水メーカーからの販売手数料等の収入を得るために本件各自販機設置許可契約を締結し、本件各パチンコ店経営会社に対して契約金（協賛金）を支払い、飲料水の自動販売機の設置許可を得ていたほか、本件各取引に際して、新規の取引先の獲得に係る紹介料を支出していた（乙6、27、54、55）。

これらの事情からすれば、原告は、パチンコ店に飲料水の自動販売機の設置許可を得るための契約金（協賛金）及び新規の取引先獲得のための紹介料を自ら支払うなどして本件各取引を行い、飲料水メーカー等から継続的に販売手数料を得ていたものであり、原告が行った本件各自販機設置取引及び本件自販機等以外取引に関する一連の経済活動は、自己の計算と危険において営利を目的とし、対価を得て継続的に行う経済活動であるといえる。したがって、原告が飲料水メーカー等から得た収入金額は、事業所得の収入すべき金額に該当すると解すべきである。

イ 以上の認定に対し、原告は、各飲料水メーカーからの入金のうち、各パチンコ店経営会社に対して支払った契約金（協賛金）相当額については、各飲料水メーカーに対する貸付金ないし立替金の返済であって収入すべき金額に含めるべきではない旨主張する。しかしながら、原告と各飲料水メーカーとの間では、本件各自販機設置契約について各パチンコ店経営会社に対する許可を得るために金銭を貸し付け、又は立て替える旨の契約が締結された事実は認められず、立替金又は貸付金に関する契約条項も存在しない。また、契約金（協賛金）の一部については、必要経費として控除されており、事業所得の金額の算定にあたって考慮されているのであるから、収入すべき金額に含めることについて不合理ともいえない。

したがって、原告の主張を採用することはできない。

(2) 本件各所得税等決定処分について

ア 原告が、「B」、「C」等、原告との同一性を直ちに判別できない名義を用いて各契約を締結した上で、各契約の締結や本件各取引に関する問い合わせの対応等においてAの従

業員を窓口にするなどして取引の相手方に対してAと取引しているものと誤認を生じさせていたこと、本件各自販機設置取引に係る金員については、原告名義口座を使用せず本件乙名義口座に振り込ませるとともに、同口座が解約された後は原告が通称名で開設した本件丙名義口座に振り込ませることにより、それぞれ受領していたほか、本件自販機等以外取引に係る金員については、他人名義の口座である本件丁名義口座に振り込ませることにより受領していたこと、原告がAの総勘定元帳に虚偽記載をしていたことについては当事者間に争いがない。したがって、原告が、本件各処分に係る国税の課税標準等又は税額等の基礎となるべき事実を隠蔽し、又は仮装したことに基づいて、法定申告期限までに納税申告書を提出しなかったものと認めることができる。

以上のとおり、原告は、本件各取引の存在を隠匿し、あたかも事業所得が発生していないような外観を作出することにより、本件各年分の所得税等及び本件各課税期間の消費税等の納税申告書を提出しなかったのであるから、原告は、通則法70条4項に規定する「偽りその他不正の行為」により税額を免れたものと評価することができる。

イ 本件各年分における所得税等の納付すべき税額

(ア) 総所得金額

a 事業所得に係る総収入金額は、前記のとおり、原告が本件各取引で得た販売手数料の合計額とすべきであり、各年の内訳及び合計は別表1のとおりである。

b 事業所得に係る必要経費の額の合計額

(a) 契約金（協賛金）に係る償却額の合計額

上記の本件各自販機設置取引の態様からすれば、原告が支払った契約金（協賛金）は、本件各自販機設置取引に係る業務に直接関連し、かつ、当該業務の遂行上必要な費用であり、所得税法37条1項の「当該総収入金額を得るため直接に要した費用」に該当し、また、その「支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶもの」であり、繰延資産（同法2条1項20号）に該当する。

そして、上記の各契約金（繰延資産）に係る償却費の金額は、その繰延資産に係る支出の効果が及ぶ期間を基礎として計算した金額（所得税法50条1項）となる。ところ、原告がパチンコ店経営会社に支払った各契約金（協賛金）は、契約期間が定められていない契約がほとんどである一方で、各契約金（協賛金）に係る各契約本数が定められており、また、その各契約本数は、契約上の各店舗において、相互に補完し合うものである旨約されていた。これらの事情からすると、各契約金（協賛金）に係る償却額は、その契約の効果が及ぶ契約本数を基礎として計算すべきであり、契約金（協賛金）の額を契約本数で除して算出した契約単価に各パチンコ店の年間の販売本数を除して計算した金額とするのが相当である。各契約金（協賛金）に係る償却額は、別表5-1・2の「契約金に係る償却額」欄のとおりである。

(b) 業務委託費の額

乙及び戊に対する支出が、本件自販機等以外取引の取引先の紹介業務の委託に対するものであることについては当事者間に争いがない。当該支出は、本件自販機等以外取引に係る業務に直接関連し、かつ、当該業務の遂行上必要な費用と認められ、所得税法37条1項の「当該総収入金額を得るため直接に要した費用」に該当し、本件各年分の事業所得の計算上、業務委託費として必要経費に算入される。必要経

費として算入されるべき業務委託費の額は、別表 5-1・2 の「業務委託費」欄のとおりである。

c 平成 21 年分ないし平成 23 年分及び平成 26 年分における原告の総所得金額（すべて事業所得）は、上記 a から b を控除した後の金額である。その額は別表 2 の順号⑤の額である。

d 給与所得の金額

平成 24 年分及び平成 25 年分における原告の給与所得の金額は別表 2 の順号④の額であることについては当事者間に争いが無い。

e 平成 24 年分及び平成 25 年分における原告の総所得金額は、上記 a から b を控除した後の金額（事業所得）及び d（給与所得）の合計額であり、その額は、別表 2 の順号⑤の額である。

(イ) 所得控除の額の合計額

各所得控除の額及びその合計額が別表 2 の順号⑭のとおりとなることについて当事者は明らかに争わない。

(ウ) 課税総所得金額

課税総所得金額は、総所得金額から所得控除の額の合計額を控除した金額であり、その額は別表 2 の順号⑮のとおりである（ただし通則 118 条 1 項の規定により 1000 円未満の端数を切り捨てた後のもの。）。

(エ) 課税総所得金額に対する税額

所得税法 89 条に基づく課税総所得金額に対する税額は別表 2 の順号⑯のとおりである。

(オ) 復興特別所得税

平成 25 年分及び平成 26 年分における東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法 13 条に基づく復興特別所得税は別表 2 の順号⑰のとおりである。

(カ) 源泉徴収税額

平成 24 年分及び平成 25 年分における源泉徴収税額は、別表 2 の順号⑱の額であることに当事者間に争いはない。

(キ) 申告納税額

申告納税額は、別表 2 の順号⑳のとおりである（ただし、通則法 119 条 1 項により 100 円未満を切り捨てた後のもの。）。

(ク) 納付すべき税額

納付すべき税額は、別表 2 の順号㉑のとおりとなる。

(ケ) そして、これらの金額は、本件各所得税等決定処分をいずれも上回るから、本件各所得税等決定処分は、実体法上の課税要件を満たす適法なものである。

(3) 本件各所得税等賦課決定処分について

上記の事実関係からすれば、原告が、国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき法定申告期限までに納税申告書を提出しなかったことは明らかであるから、通則法 68 条 2 項に規定する重加算税の賦課要件を満たす。

本件各年における所得税等の重加算税の額は、各年分の所得税等の各決定処分に基づき納付すべき税額（ただし、通則法118条3項により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に対して、通則法68条2項に基づき100分の40の割合を乗じて算出した金額となり、いずれも本件各所得税等賦課決定処分の金額を上回るから、本件各所得税等賦課決定処分は課税要件を満たす適法なものである。

(4) 本件各消費税等決定処分について

ア 本件各課税期間における課税売上高

(ア) 上記(1)のとおり、原告が行った本件各取引は、事業として対価を得て行われる役務の提供であり、消費税法2条1項8号に規定する「資産の譲渡等」に該当し、非課税のものには該当しないから、同法2条1項9号に規定する「課税資産の譲渡等」に該当する。そして、各飲料水メーカー等からの販売手数料は消費税法28条の「資産の譲渡の対価」というべきであり、事業所得の総収入金額と同額である。

そして、基準期間の売上高は、課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から、課税期間に係る規定により算出した売上に係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除して算出するところ（消費税法9条2項本文及び1号（平成20年基準期間ないし平成23年基準期間については、平成23年法律第82号による改正前のもの、平成24年基準期間については平成24年法律第68号による改正前のもの）、原告には、売上に係る税抜対価の返還等の金額の合計額がないため、課税資産の譲渡等の対価の合計額が、基準期間の課税売上高となる。

(イ) 本件各基準期間における原告の課税売上高は、本件各基準期間に対応する各年分の事業所得の総収入金額に105分の100を乗じて算定することとなるところ、上記のとおり、事業所得の総収入金額は別表2の順号①のとおりであり、105分の100を乗じた額は別表3の順号②のとおりであり、いずれも1000万円を超えるから、原告は、本件各課税期間における消費税の納税義務者に該当する。

イ 本件各課税期間における原告が納付すべき消費税額等の税額

(ア) 平成22年ないし平成25年課税期間

a 課税標準額

課税標準額は、事業所得に係る総収入金額に、消費税法28条1項（平成27年法律第9号による改正前のもの。）に基づき105分の100を乗じた金額（通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）であり、別表4の順号①のとおりである。

b 消費税額

消費税額は、消費税法29条（平成24年法律第68号による改正前のもの。）に基づき、前記aの課税標準額に100分の4を乗じた額であり、別表4の順号②のとおりである。

c 控除対象仕入額

原告は本件各課税期間において、課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿を作成せず、これを保存しなかったことについては当事者間に争いが無い。したがって、課税仕入れに係る消費税を控除することはできない。

d 納付すべき消費税額

納付すべき消費税額は、前記 c の額がいずれも 0 円となるから、前記 b の額（ただし、通則法 119 条 1 項の規定により 100 円未満の端数を切り捨てた後のもの）となり、それぞれ別表 4 の順号④のとおりとなる。

e 納付すべき地方消費税額

納付すべき地方消費税額は、地方税法 72 条の 8 2 及び 72 条の 8 3（平成 24 年法律第 69 号による改正前のもの）に基づき、前記 d の納付すべき消費税額に 100 分の 25 を乗じた金額（ただし、同法 20 条の 4 の 2 第 3 項により 100 円未満の端数を切り捨てた後のもの。）であり、別表 4 の順号⑦のとおりである。

(イ) 平成 26 年課税期間については、以下のとおりである。

a 課税標準額

平成 26 年分の事業所得に係る総収入金額について、①平成 26 年 1 月 1 日ないし同年 3 月 31 日の総収入金額につき消費税法 28 条 1 項に基づき 105 分の 100 を乗じた金額（率は平成 24 年法律第 68 号（平成 26 年 4 月 1 日施行）による改正前のもの。）、及び②同年 4 月 1 日ないし同年 12 月 31 日の総収入金額につき同法 28 条 1 項に基づき 108 分の 100 を乗じた金額（率は平成 24 年法律第 68 号（平成 31 年 10 月 1 日施行）による改正前のもの。）であり、別表 4 の順号①のとおりである。

b 消費税額

平成 26 年 4 月 1 日以前に行う資産の譲渡等に係る消費税等については、消費税法 29 条（平成 24 年法律第 68 号（平成 26 年 4 月 1 日施行）による改正前のもの。）に基づき前記 a の課税標準額のうち平成 26 年 1 月 1 日ないし同年 3 月 31 日の課税標準額に 100 分の 4 を乗じた金額、及び平成 26 年 4 月 1 日以後に行う資産の譲渡等に係る消費税については同法 29 条（平成 24 年法律第 68 号（平成 31 年 10 月 1 日施行）による改正前のもの。）に基づき、前記 a の課税標準額に 100 分の 6.3 を乗じた金額であり、別表 4 の順号②のとおりである。

c 控除対象仕入税額

平成 25 年課税期間以前と同様、原告は、平成 26 年課税期間においても、課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿を作成せず、これを保存していなかったから、課税仕入れに係る消費税を控除することはできない。

d 納付すべき消費税額

納付すべき消費税額は前記 b の金額となる。

e 納付すべき地方消費税額

平成 26 年 4 月 1 日以前に行う資産の譲渡等に係る消費税については、地方税法 72 条の 8 2 及び 72 条の 8 3（平成 24 年法律第 69 号（平成 26 年 4 月 1 日施行）による改正前のもの。）に基づき、前記 d の納付すべき消費税額のうち 20 万 8 3 2 0 円に 100 分の 25 を乗じた金額、平成 26 年 4 月 1 日以後に行う資産の譲渡等に係る消費税については同法 72 条の 8 2 及び 72 条の 8 3（平成 24 年法律第 69 号（平成 31 年 10 月 1 日施行）による改正前のもの。）に基づき、前記 d の納付すべき消費税額のうち 10 万 0 3 4 8 円に 63 分の 17 を乗じた金額の合計であり、別表 4 の順号⑦のとおりである。

ウ 本件各課税期間における原告が納付すべき消費税等の税額は、本件各消費税等決定処分
の金額といずれも同額であるから、本件各消費税等決定処分は課税要件を満たす適法
なものである。

(5) 本件各消費税等賦課決定処分について

ア 上記のとおり、原告が国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全
部又は一部を隠匿し、又は仮装し、その隠匿し、又は仮装したところに基づき法定申告
期限までに納税申告書を提出しなかったことは明らかであるから、原告が本件課税期間
の消費税等について法定申告期限までに納税申告書を提出しなかった行為は、通則法 6
8 条 2 項に規定する重加算税の賦課要件を満たす。

イ 本件各課税期間における消費税等の重加算税の額

本件各課税期間の消費税等の各決定処分に基づき納付すべき税額（ただし、通則法 1
1 8 条 3 項により 1 万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に対して、通則法 6 8 条 2
項に基づき 1 0 0 分の 4 0 の割合を乗じて算出される金額である。

ウ 原告の本件課税期間の消費税等に係る重加算税の額は、本件各消費税等賦課決定処分
の金額といずれも同額であるから、本件各消費税等賦課決定処分は課税要件を満たす適
法なものである。

2 争点 2（本件各処分の手続的適法性）

(1) 行政手続法 1 4 条 1 項が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなけれ
ばならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益
処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保して、その恣意を抑制するとともに
、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨であると解されるから、
同項に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記趣旨に照らし、当該処分の根拠法令
の規定、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内
容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである（最高
裁平成●●年（〇〇）第●●号同 2 3 年 6 月 7 日第三小法廷判決・民集 6 5 卷 4 号 2 0 8 1
頁参照。）。

(2) これを本件についてみると、本件所得税・重加算税等各決定処分には、別紙のとおり、原
告が居住者に該当している旨、処分行政庁の認定した原告の総収入金額及びその内訳、必要
経費の額及びその内訳、所得金額、所得控除等の金額並びに原告が無申告であり、この無申
告について、仮装又は隠ぺいが認められるとした根拠として処分行政庁が認定した各事実が
それぞれ記載されている。

また、本件各通知書のうち本件消費税等各決定処分等には、処分行政庁の認定した原告
の課税売上高及びその内訳、課税標準額及びその内訳、消費税額、消費税法第 3 0 条 7 項
の規定する場合に該当し課税仕入れにかかる消費税額を課税標準額に対する消費税額から
控除することができないこと並びに原告が無申告であり、この無申告について、仮装又は
隠ぺいがあるとした根拠として処分行政庁が認定した各事実がそれぞれ記載されている。

以上の本件各通知書の記載内容からすれば、本件各通知書において、処分の理由が、処
分行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名
宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与えるという行政手続法 1 4 条 1 項の趣旨目的を充
足する程度に具体的に明示されているといえる。

(3) 原告は、税務調査時に貸借取引と主張していたのであるから、原告の主張と処分時の行政庁の判断がどのように異なるのかについて判断過程を記載すべきである旨主張するけれども、上記のような本件処分の性質からすれば、本件処分において税務調査時の原告の意見に応答することは予定されていないというべきであるし、税務調査時に対象者が主張した法的解釈や適用要件の解釈を明らかにしてこれに応答することは大量反復的に行われる課税処分において行うのではなく不服申立て手続において行うことによって、より適正を期することができることと解されることからしても、不服申立てに対する応答時と同程度の理由の記載が要求されていると解することはできない。

また、原告は、行政庁の判断過程と原告の主張が異なる理由が分からなければ、行政庁のどのような主張に対して不服申立てをすれば良いか分からないと主張するけれども、処分行政庁に対する異議申立て（通則法75条1項1号（平成26年法律第69号による改正前のもの。））及び国税不服審判所長に対する審査請求（同条3項）は、いずれも本件各処分に対して不服を申し立てるものであって、行政庁の個別の事実認定やその認定理由に対して不服を申し立てるものではない。また、原告は取引の当事者であり資料も保有しているのであるから、原告の所持する資料に基づき各取引により収入を得た事実がない旨主張することはできるのであるから、不服申立ての便宜を害するともいえない。

したがって、原告の主張は採用できない。

第4 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないからいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

山口地方裁判所第1部

裁判長裁判官 福井 美枝

裁判官 橋本 耕太郎

裁判官 清水 萌

別紙1

平成20年分所得税の決定処分等に係る通知書に記載された処分の理由（要旨）

請求人は、下記1のとおり平成20年分の所得税の確定申告書を、法定申告期限である平成21年3月16日までに提出する義務があると認められるが、当該確定申告書をいまだ提出していないので、調査の結果、下記2及び3のとおり、当年分の課税される所得金額及び納付すべき税額を決定する。

また、下記4のとおり仮装又は隠ぺいの事実が認められたので、当年分の今回決定により納付すべきこととなる所得税額864,100円に、通則法第68条の規定により計算した重加算税344,000円を賦課決定する。

記

1 確定申告書の提出義務

請求人は、国内において住所（下関市●●）を有していることから、所得税法第2条《定義》第1項第3号に規定する居住者に該当する。また、居住者として課税される所得金額及び納付すべき税額を計算したところ、次の2及び3のとおりとなることから、所得税法第120条《確定所得申告》第1項の規定により、確定申告書を提出する義務がある。

2 課税される所得金額

請求人の課税される所得金額は、次の（2）に掲げる総所得金額8,248,108円から、（3）に掲げる所得金額から差し引かれる金額1,790,000円を差し引いた金額6,458,000円（1,000円未満切り捨て）となる。

（1）事業所得の金額

請求人の当年分の実業所得の金額は、次により計算した8,248,108円になる。

イ 総収入金額

請求人は、自動販売機の設置場所（パチンコ店）を自動販売機を所有する飲料水メーカー等に紹介すること等を業とし、平成20年中に請求人が収入すべき金額は次の（イ）から（ニ）までの合計金額17,679,272円であり、これは、事業所得に係る総収入金額に該当する。

（イ）（有）A	5,749,245円
（ロ）X（株）	5,791,601円
（ハ）Z（株）	2,249,567円
（ニ）その他の取引先	3,888,859円

ロ 必要経費

上記イの総収入金額に係る必要経費の金額は、次の（イ）及び（ロ）の合計金額9,431,164円となる。

（イ）支払手数料	7,451,164円
（ロ）業務委託費	1,980,000円

ハ 事業所得の金額

請求人の事業所得の金額は、上記イの総収入金額17,679,272円から、上記ロの必要経費の金額9,431,164円を差し引いた金額8,248,108円となる。

（2）総所得金額

請求人の当年分の総所得金額は、上記（1）の実業所得の金額8,248,108円となる。

(3) 所得金額から差し引かれる金額

請求人の当年分の所得金額から差し引かれる金額は、1,790,000円となる。

3 納付すべき税額

請求人の当年分の課税される所得金額6,458,000円(上記2)を基に、請求人の納付すべき税額を計算したところ、864,100円(100円未満切り捨て)となる。

4 仮装又は隠ぺいの事実

(1) 請求人は、本件調査担当者に対して次の旨申述したこと。

イ 請求人は、請求人の事業に「B」及び「C」という屋号を使用してきたこと。

ロ B乙預金口座及びC丁預金口座に、X(株)等の飲料水メーカー等から振り込まれたものは、請求人が営む事業の収入であること。

ハ パチンコ店との間で、飲料水メーカーの自動販売機の設置に関する契約を結ぶ際、請求人がパチンコ店に対して、本件協賛金を支払っていたこと。

ニ 上記ハの本件協賛金の支払は、請求人の資金を原資としていたこと。

(2) 請求人は、後記イ及びロのとおり、「B」、「B乙」及び「C」の屋号を使用して事業を営み、これに係る収入を得ていたこと。

イ 請求人は、自動販売機の設置場所(パチンコ店)を飲料水メーカーに紹介し販売手数料を得ること等を事業とし、この事業の取引に「B」又は「B乙」の屋号を使用して契約し、販売手数料の振込口座をB乙預金口座に指定し、受領していたこと。

ロ 請求人は、清掃物品のレンタル先をd(株)に紹介すること等を事業とし、この事業の取引に「C」の屋号を使用して契約し、手数料の振込口座をC丁預金口座に指定し、受領していたこと。

(3) 関係人の申述

イ 乙の申述(平成27年3月26日の申述)

(イ) 乙は、平成18年頃、請求人から依頼を受けて、B乙預金口座を開設し、当該口座を請求人に貸していたこと。

(ロ) 上記(イ)の口座の預金通帳及び印鑑は、乙が所持していたが、この口座への入金は、全て請求人の事業の収入であること。

ロ 丁の申述(平成27年4月23日の申述)

(イ) 丁は、平成18年頃、請求人から依頼を受けて、C丁預金口座を開設し、当該口座を請求人に貸していたこと。

(ロ) 上記(イ)の口座の預金通帳及び印鑑は、丁が所持していたが、この口座への入金は、全て請求人の事業の収入であること。

(4) 取引先の申述

イ X(株) j営業部の社員(平成27年3月27日の申述)

「B」との自動販売機設置契約に係る稟議書には契約先として「B(有限会社A)」と記載し、「要旨」欄に「有限会社A社を窓口として取引しております。」と記載したこと。

ロ X(株) m営業所の社員(平成27年3月31日の申述)

自動販売機の設置契約に係る契約更新の契約先は(有)Aであり、契約更新に係る稟議書の契約先には「B(有限会社A)」と記載したこと。

ハ Z(株)営業本部の社員(平成27年3月19日申述)

自動販売機の設置に係る契約における契約書上の契約者は、「B代表乙」となっているが、Z（株）としては（有）Aとの取引であると認識していたこと。

(5) (有) Aとの取引

イ (有) Aが請求人に支払った販売手数料は、同社の総勘定元帳では(株) D又は(有) Eに対し支払ったものとして記帳されていたこと。

ロ 上記イの総勘定元帳の基となる、(有) Aが作成した本件A各支払伝票に、自動販売機の販売手数料の支払先が(株) D又は(有) Eと記載されていたこと。

(6) 小括

以上の事実を基に総合的に判断すると、請求人は、自動販売機設置に係る契約や販売手数料の決済において、他人名義の預金口座であるB乙預金口座及びC丁預金口座を指定し、また、各取引先には、(有) Aとの取引である旨の認識を与え、更に、(有) Aとの直接の取引においては、帳簿書類等の虚偽記載をさせることにより、請求人が行っている事業の存在を隠匿し、請求人の所得税の課税標準等又は税額等の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装することにより法定申告期限までに確定申告書を提出しなかったものと認められる。

(以下省略)

別紙2

平成21年分所得税の決定処分等に係る通知書に記載された処分の理由（要旨）

請求人は、下記1のとおり平成21年分の所得税の確定申告書を、法定申告期限である平成22年3月15日までに提出する義務があると認められるが、当該確定申告書をいまだ提出していないので、調査の結果、下記2及び3のとおり、当年分の課税される所得金額及び納付すべき税額を決定する。

また、下記4のとおり仮装又は隠ぺいの事実が認められたので、当年分の今回決定により納付すべきこととなる所得税額3,729,800円に、通則法第68条の規定により計算した重加算税1,488,000円を賦課決定する。

記

1 確定申告書の提出義務

請求人は、国内において住所（下関市●●）を有していることから、所得税法第2条第1項第3号に規定する居住者に該当する。また、請求人が居住者として課税される所得金額及び納付すべき所得税額を計算したところ、次の2及び3のとおりとなることから、所得税法第120条第1項の規定により、確定申告書を提出する義務がある。

2 課税される所得金額

請求人の課税される所得金額は、次の（2）に掲げる総所得金額17,747,569円から、（3）に掲げる所得金額から差し引かれる金額1,790,000円を差し引いた金額15,957,000円（1,000円未満切り捨て）となる。

（1）事業所得の金額

請求人の当年分の実業所得の金額は、次により計算した17,747,569円となる。

イ 総収入金額

請求人は、自動販売機の設置場所（パチンコ店）を自動販売機を所有する飲料水メーカー等に紹介すること等を業とし、平成21年中の請求人が収入すべき金額は次の（イ）から（ニ）までの合計金額29,410,368円であり、これは、事業所得に係る総収入金額に該当する。

（イ）（有）A	10,211,907円
（ロ）X（株）	12,122,249円
（ハ）Z（株）	4,086,169円
（ニ）その他の取引先	2,990,043円

ロ 必要経費

上記イの総収入金額に係る必要経費の金額は、次の（イ）及び（ロ）の合計金額11,662,799円となる。

（イ）支払手数料	11,562,799円
（ロ）業務委託費	100,000円

ハ 事業所得の金額

請求人の事業所得の金額は、上記イの総収入金額29,410,368円から上記ロの必要経費の金額11,662,799円を差し引いた金額17,747,569円となる。

（2）総所得金額

請求人の当年分の総所得金額は、上記（1）に掲げる事業所得の金額17,747,569円

となる。

(3) 所得金額から差し引かれる金額

請求人の当年分の所得金額から差し引かれる金額は、1,790,000円となる。

3 納付すべき税額

請求人の当年分の課税される所得金額15,957,000円(上記2)を基に、請求人の納付すべき税額を計算したところ3,729,800円(100円未満切り捨て)となる。

4 仮装又は隠ぺいの事実

(1) 請求人は、本件調査担当者に対して次の旨申述したこと。

イ 請求人は、請求人の事業に「B」及び「C」という屋号を使用してきたこと。

ロ B乙預金口座及びC丁預金口座にX(株)等の飲料水メーカー等から振り込まれたものは、請求人が営む事業の収入であること。

ハ パチンコ店との間で、飲料水メーカーの自動販売機の設置に関する契約を結ぶ際、請求人がパチンコ店に対して、本件協賛金を支払っていたこと。

ニ 上記ハの本件協賛金の支払は、請求人の資金を原資としていたこと。

(2) 請求人は、後記イ及びロのとおり、「B」、「B乙」及び「C」の屋号を使用して事業を営み、これに係る収入を得ていたこと。

イ 請求人は、自動販売機の設置場所(パチンコ店)を飲料水メーカーに紹介し販売手数料を得ること等を事業とし、この事業の取引に「B」又は「B乙」の屋号を使用して契約し、販売手数料の振込口座をB乙預金口座に指定し、受領していたこと。

ロ 請求人は、清掃物品のレンタル先をd(株)に紹介すること等を事業とし、この事業の取引に「C」の屋号を使用して契約し、手数料の振込口座をC丁預金口座に指定し、受領していたこと。

(3) 関係人の申述

イ 乙の申述(平成27年3月26日の申述)

(イ) 乙は、平成18年頃、請求人から依頼を受けて、B乙預金口座を開設し、当該口座を請求人に貸していたこと。

(ロ) 上記(イ)の口座の預金通帳及び印鑑は、乙が所持していたが、この口座への入金は、全て請求人の事業の収入であること。

ロ 丁の申述(平成27年4月23日の申述)

(イ) 丁は、平成18年頃、請求人から依頼を受けて、C丁預金口座を開設し、当該口座を請求人に貸していたこと。

(ロ) 上記(イ)の口座の預金通帳及び印鑑は、丁が所持していたが、この口座への入金は、全て請求人の事業の収入であること。

(4) 取引先の申述

イ X(株) j営業部の社員(平成27年3月27日の申述)

「B」との自動販売機設置契約に係る稟議書には契約先として「B(有限会社A)」と記載し、「要旨」欄に「有限会社A社を窓口として取引しております。」と記載したこと。

ロ X(株) m営業所の社員(平成27年3月31日の申述)

自動販売機の設置契約に係る契約更新の契約先は(有)Aであり、契約更新に係る稟議書の契約先には「B(有限会社A)」と記載したこと。

ハ Z（株）営業本部の社員（平成27年3月19日申述）

自動販売機の設置に係る契約における契約書上の契約者は、「B代表乙」となっているが、Z（株）としては（有）Aとの取引であると認識していたこと。

（5）（有）Aとの取引

イ （有）Aが請求人に支払った販売手数料は、同社の総勘定元帳では（株）D又は（有）Eに対し支払ったものとして記帳されていたこと。

ロ 上記イの総勘定元帳の基となる、（有）Aが作成した本件A各支払伝票に、自動販売機の販売手数料の支払先が（株）D又は（有）Eと記載されていたこと。

（6）小括

以上の事実を基に総合的に判断すると、請求人は、自動販売機設置に係る契約や販売手数料の決済において、他人名義の預金口座であるB乙預金口座及びC丁預金口座を指定し、また、各取引先には、（有）Aとの取引である旨の認識を与え、更には、（有）Aとの直接の取引においては、帳簿書類等の虚偽記載をさせることにより、請求人が行っている事業の存在を隠蔽し、請求人の所得税の課税標準等又は税額等の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装することにより法定申告期限までに確定申告書を提出しなかったものと認められる。

（以下省略）

別紙3

平成22年分所得税の決定処分等に係る通知書に記載された処分の理由（要旨）

請求人は、下記1のとおり平成22年分の所得税の確定申告書を、法定申告期限である平成23年3月15日までに提出する義務があると認められるが、当該確定申告書をいまだ提出していないので、調査の結果、下記2及び3のとおり、当年分の課税される所得金額及び納付すべき税額を決定する。

また、下記4のとおり仮装又は隠ぺいの事実が認められたので、当年分の今回決定により納付すべきこととなる所得税額4,051,500円に、通則法第68条の規定により計算した重加算税1,620,000円を賦課決定する。

記

1 確定申告書の提出義務

請求人は、国内において住所（下関市●●）を有していることから、所得税法第2条第1項第3号に規定する居住者に該当する。また、請求人が居住者として課税される所得金額及び納付すべき所得税額を計算したところ、次の2及び3のとおりとなることから、所得税法第120条第1項の規定により、確定申告書を提出する義務がある。

2 課税される所得金額

請求人の課税される所得金額は、次の（2）に掲げる総所得金額19,403,041円から、（3）に掲げる所得金額から差し引かれる金額2,470,180円を差し引いた金額16,932,000円（1,000円未満切り捨て）となる。

（1）事業所得の金額

請求人の当年分の事業所得の金額は、次により計算した19,403,041円となる。

イ 総収入金額

請求人は、自動販売機の設置場所（パチンコ店）を自動販売機を所有する飲料水メーカー等に紹介すること等を業とし、平成22年中の請求人が収入すべき金額は次の（イ）から（ニ）までの合計金額32,762,822円であり、これは、事業所得に係る総収入金額に該当する。

（イ）（有）A	13,927,032円
（ロ）X（株）	13,592,805円
（ハ）Z（株）	2,338,636円
（ニ）その他の取引先	2,904,349円

ロ 必要経費

上記イの総収入金額に係る必要経費の金額は、次の（イ）及び（ロ）の合計金額13,359,781円となる。

（イ）支払手数料	11,519,781円
（ロ）業務委託費	1,840,000円

ハ 事業所得の金額

請求人の事業所得の金額は、上記イの総収入金額32,762,822円から上記ロの必要経費の金額13,359,781円を差し引いた金額19,403,041円となる。

（2）総所得金額

請求人の当年分の総所得金額は、上記（1）に掲げる事業所得の金額19,403,041円

となる。

(3) 所得金額から差し引かれる金額

請求人の当年分の所得金額から差し引かれる金額は、2,470,180円となる。

3 納付すべき税額

請求人の当年分の課税される所得金額16,932,000円(上記2)を基に、請求人の納付すべき税額を計算したところ4,051,500円(100円未満切り捨て)となる。

4 仮装又は隠ぺいの事実

(1) 請求人は、本件調査担当者に対して次の旨申述したこと。

イ 請求人は、請求人の事業に「B」及び「C」という屋号を使用してきたこと。

ロ 本件各預金口座に、X(株)等の飲料水メーカー等から振り込まれたものは、請求人が営む事業の収入であること。

ハ パチンコ店との間で、飲料水メーカーの自動販売機の設置に関する契約を結ぶ際、請求人がパチンコ店に対して、本件協賛金を支払っていたこと。

ニ 上記ハの本件協賛金の支払は、請求人の資金を原資としていたこと。

(2) 請求人は、後記イ及びロのとおり、「B」、「B乙」及び「C」の屋号を使用して事業を営み、これに係る収入を得ていたこと。

イ 請求人は、自動販売機の設置場所(パチンコ店)を飲料水メーカーに紹介し販売手数料を得ること等を事業とし、この事業の取引に「B」又は「B乙」の屋号を使用して契約し、販売手数料の振込口座をB乙預金口座又はB丙預金口座に指定し、受領していたこと。

ロ 請求人は、清掃物品のレンタル先をd(株)に紹介すること等を事業とし、この事業の取引に「C」の屋号を使用して契約し、手数料の振込口座をC丁預金口座に指定し、受領していたこと。

(3) 関係人の申述

イ 乙の申述(平成27年3月26日の申述)

(イ) 乙は、平成18年頃、請求人から依頼を受けて、B乙預金口座を開設し、当該口座を請求人に貸していたこと。

(ロ) 上記(イ)の口座の預金通帳及び印鑑は、乙が所持していたが、この口座への入金は、全て請求人の事業の収入であること。

ロ 丁の申述(平成27年4月23日の申述)

(イ) 丁は、平成18年頃、請求人から依頼を受けて、C丁預金口座を開設し、当該口座を請求人に貸していたこと。

(ロ) 上記(イ)の口座の預金通帳及び印鑑は、丁が所持していたが、この口座への入金は、全て請求人の事業の収入であること。

(4) 取引先の申述

イ X(株) j営業部の社員(平成27年3月27日の申述)

「B」との自動販売機設置契約に係る稟議書には契約先として「B(有限会社A)」と記載し、「要旨」欄に「有限会社A社を窓口として取引しております。」と記載したこと。

ロ X(株) m営業所の社員(平成27年3月31日の申述)

自動販売機の設置契約に係る契約更新の契約先は(有)Aであり、契約更新に係る稟議書の契約先には「B(有限会社A)」と記載したこと。

ハ Z（株）営業本部の社員（平成27年3月19日申述）

自動販売機の設置に係る契約における契約書上の契約者は、「B代表乙」となっているが、Z（株）としては（有）Aとの取引であると認識していたこと。

（5）（有）Aとの取引

イ （有）Aが請求人に支払った販売手数料は、同社の総勘定元帳では（株）D又は（有）Eに対し支払ったものとして記帳されていたこと。

ロ 上記イの総勘定元帳の基となる、（有）Aが作成した本件A各支払伝票に、自動販売機の販売手数料の支払先が（株）D又は（有）Eと記載されていたこと。

（6）小括

以上の事実を基に総合的に判断すると、請求人は、自動販売機設置に係る契約や販売手数料の決済において、他人名義の預金口座であるB乙預金口座及びC丁預金口座を指定し、また、各取引先には、（有）Aとの取引である旨の認識を与え、更には、（有）Aとの直接の取引においては、帳簿書類等の虚偽記載をさせることにより、請求人が行っている事業の存在を隠匿し、請求人の所得税の課税標準等又は税額等の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装することにより法定申告期限までに確定申告書を提出しなかったものと認められる。

（以下省略）

別紙4

平成23年分所得税の決定処分等に係る通知書に記載された処分の理由（要旨）

請求人は、下記1のとおり平成23年分の所得税の確定申告書を、法定申告期限である平成24年3月15日までに提出する義務があると認められるが、当該確定申告書をいまだ提出していないので、調査の結果、下記2及び3のとおり、当年分の課税される所得金額及び納付すべき税額を決定する。

また、下記4のとおり仮装又は隠ぺいの事実が認められたので、当年分の今回決定により納付すべきこととなる所得税額4,195,100円に、通則法第68条の規定により計算した重加算税1,676,000円を賦課決定する。

記

1 確定申告書の提出義務

請求人は、国内において住所（下関市●●）を有していることから、所得税法第2条第1項第3号に規定する居住者に該当する。また、請求人が居住者として課税される所得金額及び納付すべき所得税額を計算したところ、次の2及び3のとおりとなることから、所得税法第120条第1項の規定により、確定申告書を提出する義務がある。

2 課税される所得金額

請求人の課税される所得金額は、次の（2）に掲げる総所得金額18,397,805円から、（3）に掲げる所得金額から差し引かれる金額1,030,000円を差し引いた金額17,367,000円（1,000円未満切り捨て）となる。

（1）事業所得の金額

請求人の当年分の事業所得の金額は、次により計算した18,397,805円となる。

イ 総収入金額

請求人は、自動販売機の設置場所（パチンコ店）を自動販売機を所有する飲料水メーカー等に紹介すること等を業とし、平成23年中に、請求人が収入すべき金額は、次の（イ）から（ハ）までの合計金額28,568,212円であり、これは、事業所得に係る総収入金額に該当する。

（イ）（有）A	12,495,126円
（ロ）X（株）	13,363,485円
（ハ）その他の取引先	2,709,601円

ロ 必要経費

上記イの総収入金額に係る必要経費の金額は、次の（イ）及び（ロ）の合計金額10,170,407円となる。

（イ）支払手数料	9,850,407円
（ロ）業務委託費	320,000円

ハ 事業所得の金額

請求人の事業所得の金額は、上記イの総収入金額28,568,212円から上記ロの必要経費の金額10,170,407円を差し引いた金額18,397,805円となる。

（2）総所得金額

請求人の当年分の総所得金額は、上記（1）の事業所得の金額18,397,805円となる。

（3）所得金額から差し引かれる金額

請求人の当年分の所得金額から差し引かれる金額は、1,030,000円となる。

3 納付すべき税額

請求人の当年分の課税される所得金額17,367,000円（上記2）を基に、請求人の納付すべき税額を計算したところ4,195,100円（100円未満切り捨て）となる。

4 仮装又は隠ぺいの事実

(1) 請求人は、本件調査担当者に対して次の旨申述したこと。

イ 請求人は、請求人の事業に「B」及び「C」という屋号を使用してきたこと。

ロ B丙預金口座及びC丁預金口座に、X（株）等の飲料水メーカー等から振り込まれたものは、請求人が営む事業の収入であること。

ハ パチンコ店との間で、飲料水メーカーの自動販売機の設置に関する契約を結ぶ際、請求人がパチンコ店に対して、本件協賛金を支払っていたこと。

ニ 上記ハの本件協賛金の支払は、請求人の資金を原資としていたこと。

(2) 請求人は、後記イ及びロのとおり、「B」、「B乙」及び「C」の屋号を使用して事業を営み、これに係る収入を得ていたこと。

イ 請求人は、自動販売機の設置場所（パチンコ店）を飲料水メーカーに紹介し販売手数料を得ること等を事業とし、この事業の取引に「B」又は「B乙」の屋号を使用して契約し、販売手数料の振込口座をB丙預金口座に指定し、受領していたこと。

ロ 請求人は、清掃物品のレンタル先をd（株）に紹介すること等を事業とし、この事業の取引に「C」の屋号を使用して契約し、手数料の振込口座をC丁預金口座に指定し、受領していたこと。

(3) 丁の申述（平成27年4月23日の申述）

イ 丁は、平成18年頃、請求人から依頼を受けて、C丁預金口座を開設し、当該口座を請求人に貸していたこと。

ロ 上記イの口座の預金通帳及び印鑑は、丁が所持していたが、この口座への入金は、全て請求人の事業の収入であること。

(4) 取引先の申述

イ X（株）j営業部の社員（平成27年3月27日の申述）

「B」との自動販売機設置契約に係る稟議書には契約先として「B（有限会社A）」と記載し、「要旨」欄に「有限会社A社を窓口にして取引しております。」と記載したこと。

ロ X（株）m営業所の社員（平成27年3月31日の申述）

自動販売機の設置契約に係る契約更新は契約先は（有）Aであり、契約更新に係る稟議書の契約先には「B（有限会社A）」と記載したこと。

ハ Z（株）営業本部の社員（平成27年3月19日申述）

自動販売機の設置に係る契約における契約書上の契約者は、「B代表乙」となっているが、Z（株）としては（有）Aとの取引であると認識していたこと。

(5) (有) Aとの取引

イ (有) Aが請求人に支払った販売手数料は、同社の総勘定元帳では（株）D又は（有）Eに対し支払ったものとして記帳されていたこと。

ロ 上記イの総勘定元帳の基となる、(有) Aが作成した本件A各支払伝票に、自動販売機の販売手数料の支払先が（株）D又は（有）Eと記載されていたこと。

(6) 小括

以上の事実を基に総合的に判断すると、請求人は、自動販売機設置に係る契約や販売手数料の決済において、他人名義の預金口座であるC丁預金口座を指定し、また、各取引先には、(有) Aとの取引である旨の認識を与え、更には、(有) Aとの直接の取引においては、帳簿書類等の虚偽記載をさせることにより、請求人が行っている事業の存在を隠匿し、請求人の所得税の課税標準等又は税額等の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装することにより法定申告期限までに確定申告書を提出しなかったものと認められる。

(以下省略)

平成24年分所得税の決定処分等に係る通知書に記載された処分の理由（要旨）

請求人は、下記1のとおり平成24年分の所得税の確定申告書を、法定申告期限である平成25年3月15日までに提出する義務があると認められるが、当該確定申告書をいまだ提出していないので、調査の結果、下記2から4までのとおり、当年分の課税される所得金額及び納付すべき税額を決定する。

また、下記5のとおり仮装又は隠ぺいの事実が認められたので、当年分の今回決定により納付すべきこととなる所得税額3,909,500円に、通則法第68条の規定により計算した重加算税1,560,000円を賦課決定する。

記

1 確定申告書の提出義務

請求人は、国内において住所（下関市●●）を有していることから、所得税法第2条第1項第3号に規定する居住者に該当する。また、請求人が居住者として課税される所得金額及び納付すべき所得税額を計算したところ、次の2から4までのとおりとなることから、所得税法第120条第1項の規定により、確定申告書を提出する義務がある。

2 課税される所得金額

請求人の課税される所得金額は、次の（3）に掲げる総所得金額19,098,290円から、（4）に掲げる所得金額から差し引かれる金額2,506,857円を差し引いた金額16,591,000円（1,000円未満切り捨て）となる。

(1) 事業所得の金額

請求人の当年分の事業所得の金額は、次により計算した15,999,890円となる。

イ 総収入金額

請求人は、自動販売機の設置場所（パチンコ店）を自動販売機を所有する飲料水メーカー等に紹介すること等を業とし、平成24年中に請求人が収入すべき金額は、次の（イ）から（ニ）までの合計金額27,074,381円であり、これは、事業所得に係る総収入金額に該当する。

(イ) (有) A	13,742,526円
(ロ) X (株)	10,187,672円
(ハ) a (株)	560,736円
(ニ) その他の取引先	2,583,447円

ロ 必要経費

上記イの総収入金額に係る必要経費の金額は、次の（イ）及び（ロ）の合計金額11,074,491円となる。

(イ) 支払手数料	10,354,491円
(ロ) 業務委託費	720,000円

ハ 事業所得の金額

請求人の事業所得の金額は、上記イの総収入金額27,074,381円から上記ロの必要経費の金額11,074,491円を差し引いた金額15,999,890円となる。

(2) 給与所得の金額

請求人は、(有) Aから当年中に給与4, 550, 000円を得ており、請求人の給与所得の金額は、当該給与の収入金額4, 550, 000円から給与所得控除額を控除した3, 098, 400円になる。

(3) 総所得金額

請求人の当年分の総所得金額は、上記(1)の事業所得の金額15, 999, 890円と上記(2)に掲げる給与所得の金額3, 098, 400円を合計した19, 098, 290円となる。

(4) 所得金額から差し引かれる金額

請求人の当年分の所得金額から差し引かれる金額は、2, 506, 857円となる。

3 源泉徴収税額

上記2の(2)に掲げる(有) Aからの給与所得の金額に係る源泉徴収税額は、29, 500円である。

4 納付すべき税額

請求人の当年分の課税される所得金額16, 591, 000円(上記2)を基に、請求人の納付すべき税額を計算したところ、課税される所得金額に対する税額3, 939, 030円から上記3に掲げる源泉徴収税額を差し引いた金額である3, 909, 500円(100円未満切り捨て)となる。

5 仮装又は隠ぺいの事実

(1) 請求人は、本件調査担当者に対して次の旨申述したこと。

イ 請求人は、請求人の事業に「B」及び「C」という屋号を使用してきたこと。

ロ B丙預金口座及びC丁預金口座に、X(株)等の飲料水メーカー等から振り込まれたものは、請求人が営む事業の収入であること。

ハ パチンコ店との間で、飲料水メーカーの自動販売機の設置に関する契約を結ぶ際、請求人がパチンコ店に対して、本件協賛金を支払っていたこと。

ニ 上記ハの本件協賛金の支払は、請求人の資金を原資としていたこと。

(2) 請求人は、後記イ及びロのとおり、「B」、「B乙」、「B丙」及び「C」の屋号を使用して事業を営み、これに係る収入を得ていたこと。

イ 請求人は、自動販売機の設置場所(パチンコ店)を飲料水メーカーに紹介し販売手数料を得ること等を事業とし、この事業の取引に「B」、「B乙」又は「B丙」の屋号を使用して契約し、販売手数料の振込口座をB丙預金口座に指定し、受領していたこと。

ロ 請求人は、清掃物品のレンタル先をd(株)に紹介すること等を事業とし、この事業の取引に「C」の屋号を使用して契約し、手数料の振込口座をC丁預金口座に指定し、受領していたこと。

(3) 丁の申述(平成27年4月23日の申述)

イ 丁は、平成18年頃、請求人から依頼を受けて、C丁預金口座を開設し、当該口座を請求人に貸していたこと。

ロ 上記イの口座の預金通帳及び印鑑は、丁が所持していたが、この口座への入金は、全て請求人の事業の収入であること。

(4) 取引先の申述

イ X(株) j営業部の社員(平成27年3月27日の申述)

「B」との自動販売機設置契約に係る稟議書には契約先として「B(有限会社A)」と記載

し、「要旨」欄に「有限会社A社を窓口として取引しております。」と記載したこと。

ロ X (株) m営業所の社員 (平成27年3月31日の申述)

自動販売機の設置契約に係る契約更新の契約先は(有)Aであり、契約更新に係る稟議書の契約先には「B (有限会社A)」と記載したこと。

ハ Z (株) 営業本部の社員 (平成27年3月19日申述)

自動販売機の設置に係る契約における契約書上の契約者は、「B代表乙」となっているが、Z (株) としては(有)Aとの取引であると認識していたこと。

(5) (有) Aとの取引

イ (有) Aが請求人に支払った販売手数料は、同社の総勘定元帳では(株)D又は(有)Eに対し支払ったものとして記帳されていたこと。

ロ 上記イの総勘定元帳の基となる、(有)Aが作成した本件A各支払伝票に、自動販売機の販売手数料の支払先が(株)D又は(有)Eと記載されていたこと。

(6) 小括

以上の事実を基に総合的に判断すると、請求人は、自動販売機設置に係る契約や販売手数料の決済において、他人名義の預金口座であるC丁預金口座を指定し、また、各取引先には、(有)Aとの取引である旨の認識を与え、更には、(有)Aとの直接の取引においては、帳簿書類等の虚偽記載をさせることにより、請求人が行っている事業の存在を隠匿し、請求人の所得税の課税標準等又は税額等の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装することにより法定申告期限までに確定申告書を提出しなかったものと認められる。

(以下省略)

別紙6

平成25年分所得税等の決定処分等に係る通知書に記載された処分の理由（要旨）

請求人は、下記1のとおり平成25年分の所得税等の確定申告書を、法定申告期限である平成26年3月17日までに提出する義務があると認められるが、当該確定申告書をいまだ提出していないので、調査の結果、下記2から4までのとおり、当年分の課税される所得金額及び納付すべき税額を決定する。

また、下記5のとおり仮装又は隠ぺいの事実が認められたので、当年分の今回決定により納付すべきこととなる所得税等の額4,710,800円に、通則法第68条の規定により計算した重加算税1,884,000円を賦課決定する。

記

1 確定申告書の提出義務及び復興特別所得税の納付義務

請求人は、国内において住所（下関市●●）を有していることから、所得税法第2条第1項第3号に規定する居住者に該当する。また、請求人が居住者として課税される所得金額及び納付すべき所得税額を計算したところ、次の2から4の（1）までのとおりとなることから、所得税法第120条第1項の規定により、確定申告書を提出する義務がある。

また、請求人は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」という。）第8条〈納税義務者及び源泉徴収義務者〉第1項の規定により、下記4の（1）により算出された所得税に対して、復興特別所得税を納める義務がある。

2 課税される所得金額

請求人の課税される所得金額は、次の（3）に掲げる総所得金額21,167,172円から、（4）に掲げる所得金額から差し引かれる金額2,617,063円を差し引いた金額18,550,000円（1,000円未満切り捨て）となる。

（1）事業所得の金額

請求人の当年分の事業所得の金額は、次により計算した18,347,172円となる。

イ 総収入金額

請求人は、自動販売機の設置場所（パチンコ店）を自動販売機を所有する飲料水メーカー等に紹介すること等を業とし、平成25年中の請求人が収入すべき金額は、次の（イ）から（ホ）までの合計金額28,029,349円であり、これは、事業所得に係る総収入金額に該当する。

（イ）（有）A	13,421,982円
（ロ）X（株）	10,166,056円
（ハ）a（株）	1,297,944円
（ニ）Z（株）	562,152円
（ホ）その他の取引先	2,581,215円

ロ 必要経費

上記イの総収入金額に係る必要経費の金額は、次の（イ）及び（ロ）の合計金額9,682,177円となる。

（イ）支払手数料	9,532,177円
----------	------------

(ロ) 業務委託費 150,000円

ハ 事業所得の金額

請求人の事業所得の金額は、上記イの総収入金額28,029,349円から上記ロの必要経費の金額9,682,177円を差し引いた金額18,347,172円となる。

(2) 給与所得の金額

請求人は、(株)Aから当年中に給与4,200,000円を得ており、請求人の給与所得の金額は、当該給与の収入金額4,200,000円から給与所得控除額を控除した2,820,000円になる。

(3) 総所得金額

請求人の当年分の総所得金額は、上記(1)の事業所得の金額18,347,172円と上記(2)に掲げる給与所得の金額2,820,000円を合計した21,167,172円となる。

(4) 所得金額から差し引かれる金額

請求人の当年分の所得金額から差し引かれる金額は、2,617,063円となる。

3 源泉徴収税額

上記2の(2)の(株)Aからの給与所得の金額に係る源泉徴収税額は、10,300円である。

4 納付すべき税額

請求人の納付すべき税額は、次の(1)に掲げる課税される所得金額に対する税額4,624,000円に(2)に掲げる復興特別所得税の額97,104円を加算した金額から、(3)に掲げる源泉徴収税額10,300円を差し引いた金額である4,710,800円(100円未満切り捨て)となる。

(1) 課税される所得金額に対する税額

請求人の当年分の課税される所得金額18,550,000円(上記2)を基に、課税される所得金額に対する税額を計算したところ、4,624,000円となる。

(2) 復興特別所得税の額

請求人の当年分の復興特別所得税の額は、上記(1)に掲げる課税される所得金額に対する税額4,624,000円を復興特別所得税の基準所得税額として、当該金額に2.1パーセントの税率を乗じて計算した金額である97,104円となる。

(3) 源泉徴収税額

請求人の当年分の源泉徴収税額は、上記3に掲げる(有)Aからの給与の収入金額に係る源泉徴収税額10,300円となる。

5 仮装又は隠ぺいの事実

(1) 請求人は、本件調査担当者に対して次の旨申述したこと。

イ 請求人は、請求人の事業に「B」及び「C」という屋号を使用してきたこと。

ロ B丙預金口座及びC丁預金口座に、X(株)等の飲料水メーカー等から振り込まれたものは、請求人が営む事業の収入であること。

ハ パチンコ店との間で、飲料水メーカーの自動販売機の設置に関する契約を結ぶ際、請求人がパチンコ店に対して、本件協賛金を支払っていたこと。

ニ 上記ハの本件協賛金の支払は、請求人の資金を原資としていたこと。

(2) 請求人は、後記イ及びロのとおり、「B」、「B乙」、「B丙」及び「C」の屋号を使用して事業を営み、これに係る収入を得ていたこと。

イ 請求人は、自動販売機の設置場所（パチンコ店）を飲料水メーカーに紹介し販売手数料を得ること等を事業とし、この事業の取引に「B」、「B乙」又は「B丙」の屋号を使用して契約し、販売手数料の振込口座をB丙預金口座に指定し、受領していたこと。

ロ 請求人は、清掃物品のレンタル先をd（株）に紹介すること等を事業とし、この事業の取引に「C」の屋号を使用して契約し、手数料の振込口座をC丁預金口座に指定し、受領していたこと。

(3) 丁の申述（平成27年4月23日の申述）

イ 丁は、平成18年頃、請求人から依頼を受けて、C丁預金口座を開設し、当該口座を請求人に貸していたこと。

ロ 上記イの口座の預金通帳及び印鑑は、丁が所持していたが、この口座への入金は、全て請求人の事業の収入であること。

(4) 取引先の申述

イ X（株）j 営業部の社員（平成27年3月27日の申述）

「B」との自動販売機設置契約に係る稟議書には契約先として「B（有限会社A）」と記載し、「要旨」欄に「有限会社A社を窓口として取引しております。」と記載したこと。

ロ X（株）m 営業所の社員（平成27年3月31日の申述）

自動販売機の設置契約に係る契約更新の契約先は（有）Aであり、契約更新に係る稟議書の契約先には「B（有限会社A）」と記載したこと。

ハ Z（株）営業本部の社員（平成27年3月19日申述）

自動販売機の設置に係る契約における契約書上の契約者は、「B代表乙」となっているが、Z（株）としては（有）Aとの取引であると認識していたこと。

(5) (有) Aとの取引

イ (有) Aが請求人に支払った販売手数料は、同社の総勘定元帳では（株）D又は（有）Eに対し支払ったものとして記帳されていたこと。

ロ 上記イの総勘定元帳の基となる、（有）Aが作成した本件A各支払伝票に、自動販売機の販売手数料の支払先が（株）D又は（有）Eと記載されていたこと。

(6) 小括

以上の事実を基に総合的に判断すると、請求人は、自動販売機設置に係る契約や販売手数料の決済において、他人名義の預金口座であるC丁預金口座を指定し、また、各取引先には、（有）Aとの取引である旨の認識を与え、更には、（有）Aとの直接の取引においては、帳簿書類等の虚偽記載をさせることにより、請求人が行っている事業の存在を隠匿し、請求人の所得税等の課税標準等又は税額等の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装することにより法定申告期限までに確定申告書を提出しなかったものと認められる。

(以下省略)

別紙 7

平成 26 年分所得税等の決定処分等に係る通知書に記載された処分の理由（要旨）

請求人は、下記 1 のとおり平成 26 年分の所得税等の確定申告書を、法定申告期限である平成 27 年 3 月 16 日までに提出する義務があると認められるが、当該確定申告書をいまだ提出していないので、調査の結果、下記 2 及び 3 のとおり、当年分の課税される所得金額及び納付すべき税額を決定する。

また、下記 4 のとおり仮装又は隠ぺいの事実が認められたので、当年分の今回決定により納付すべきこととなる所得税等の額 2, 538, 500 円に、通則法第 68 条の規定により計算した重加算税 1, 012, 000 円を賦課決定する。

記

1 確定申告書の提出義務及び復興特別所得税の納税義務

請求人は、国内において住所（下関市●●）を有していることから、所得税法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する居住者に該当する。また、請求人が居住者として課税される所得金額及び納付すべき所得税額を計算したところ、次の 2 及び 3 の（1）のとおりとなることから、所得税法第 120 条第 1 項の規定により、確定申告書を提出する義務がある。

また、請求人は、復興財源確保法第 8 条第 1 項の規定により、下記の 3 の（1）により算出された所得税に対して、復興特別所得税を納める義務がある。

2 課税される所得金額

請求人の課税される所得金額は、次の（2）に掲げる総所得金額 13, 699, 839 円から、（3）に掲げる所得金額から差し引かれる金額 1, 510, 000 円を差し引いた金額 12, 189, 000 円（1, 000 円未満切り捨て）となる。

（1）事業所得の金額

請求人の当年分の事業所得の金額は、次により計算した 13, 699, 839 円となる。

イ 総収入金額

請求人は、自動販売機の設置場所（パチンコ店）を自動販売機を所有する飲料水メーカー等に紹介すること等を業とし、平成 26 年中の請求人の収入すべき金額は、次の（イ）から（へ）までの合計金額 22, 961, 185 円であり、これは、事業所得に係る総収入金額に該当する。

（イ）（有）A	14, 628, 561 円
（ロ）X（株）	947, 400 円
（ハ）b（株）	3, 925, 691 円
（ニ）a（株）	273, 942 円
（ホ）Z（株）	495, 861 円
（ヘ）その他の取引先	2, 689, 730 円

ロ 必要経費

上記イの総収入金額に係る必要経費の金額は、次の（イ）及び（ロ）の合計金額 9, 261, 346 円となる。

（イ）支払手数料	8, 441, 346 円
（ロ）業務委託費	820, 000 円

ハ 事業所得の金額

請求人の事業所得の金額は、上記イの総収入金額22,961,185円から上記ロの必要経費の金額9,261,346円を差し引いた金額13,699,839円となる。

(2) 総所得金額

請求人の当年分の総所得金額は、上記(1)に掲げる事業所得の金額13,699,839円となる。

(3) 所得金額から差し引かれる金額

請求人の当年分の所得金額から差し引かれる金額は、1,510,000円となる。

3 納付すべき税額

請求人の納付すべき税額は、次の(1)に掲げる課税される所得金額に対する税額2,486,370円に(2)に掲げる復興特別所得税の額52,213円を加算した金額である2,538,500円(100円未満切り捨て)となる。

(1) 課税される所得金額に対する税額

請求人の当年分の課税される所得金額12,189,000円(上記2)を基に、課税される所得金額に対する税額を計算したところ、2,486,370円となる。

(2) 復興特別所得税の額

請求人の当年分の復興特別所得税の額は、上記(1)に掲げる課税される所得金額に対する税額2,486,370円を復興特別所得税の基準所得税額として、当該金額に2.1パーセントの税率を乗じて計算した金額である52,213円となる。

4 仮装又は隠ぺいの事実

(1) 請求人は、本件調査担当者に対して次の旨申述したこと。

イ 請求人は、請求人の事業に「B」及び「C」という屋号を使用してきたこと。

ロ B丙預金口座及びC丁預金口座に、X(株)等の飲料水メーカー等から振り込まれたものは、請求人が営む事業の収入であること。

ハ パチンコ店との間で、飲料水メーカーの自動販売機の設置に関する契約を結ぶ際、請求人がパチンコ店に対して、本件協賛金を支払っていたこと。

ニ 上記ハの本件協賛金の支払は、請求人の資金を原資としていたこと。

(2) 請求人は、後記イ及びロのとおり、「B」、「B乙」、「B丙」及び「C」の屋号を使用して事業を営み、これに係る収入を得ていたこと。

イ 請求人は、自動販売機の設置場所(パチンコ店)を飲料水メーカーに紹介し販売手数料を得ること等を事業とし、この事業の取引に「B」、「B乙」又は「B丙」の屋号を使用して契約し、販売手数料の振込口座をB丙預金口座に指定し、受領していたこと。

ロ 請求人は、清掃物品のレンタル先をd(株)に紹介すること等を事業とし、この事業の取引に「C」の屋号を使用して契約し、手数料の振込口座をC丁預金口座に指定し、受領していたこと。

(3) 丁の申述(平成27年4月23日の申述)

イ 丁は、平成18年頃、請求人から依頼を受けて、C丁預金口座を開設し、当該口座を請求人に貸していたこと。

ロ 上記イの口座の預金通帳及び印鑑は、丁が所持していたが、この口座への入金は、全て請求人の事業の収入であること。

(4) 取引先の申述

イ X (株) j 営業部の社員 (平成27年3月27日の申述)

「B」との自動販売機設置契約に係る稟議書には契約先として「B (有限会社A)」と記載し、「要旨」欄に「有限会社A社を窓口として取引しております。」と記載したこと。

ロ X (株) m 営業所の社員 (平成27年3月31日の申述)

自動販売機の設置契約に係る契約更新の契約先は (有) A であり、契約更新に係る稟議書の契約先には「B (有限会社A)」と記載したこと。

ハ Z (株) 営業本部の社員 (平成27年3月19日申述)

自動販売機の設置に係る契約における契約書上の契約者は、「B代表乙」となっているが、Z (株) としては (有) A との取引であると認識していたこと。

(5) (有) A との取引

イ (有) A が請求人に支払った販売手数料は、同社の総勘定元帳では (株) D 又は (有) E に対し支払ったものとして記帳されていたこと。

ロ 上記イの総勘定元帳の基となる、(有) A が作成した本件A各支払伝票に、自動販売機の販売手数料の支払先が (株) D 又は (有) E と記載されていたこと。

(6) 小括

以上の事実を基に総合的に判断すると、請求人は、自動販売機設置に係る契約や販売手数料の決済において、他人名義の預金口座であるC丁預金口座を指定し、また、各取引先には、(有) A との取引である旨の認識を与え、更には、(有) A との直接の取引においては、帳簿書類等の虚偽記載をさせることにより、請求人が行っている事業の存在を隠匿し、請求人の所得税等の課税標準等又は税額等の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装することにより法定申告期限までに確定申告書を提出しなかったものと認められる。

(以下省略)

別紙 8

平成 22 年課税期間分の消費税等の決定処分等に係る通知書に記載された処分の理由（要旨）

請求人は、平成 22 年課税期間分の消費税等の確定申告書を、次の 1 のとおり法定申告期限である平成 23 年 3 月 31 日までに提出する義務があると認められるが、当該確定申告書をいまだ提出していないので、次の 2 から 4 までのとおり消費税等に係る課税標準額及び納付すべき税額を決定する。

また、後記 5 のとおり仮装又は隠ぺいの事実が認められたので、当課税期間分の今回決定により納付すべきこととなる消費税等の額 1,560,000 円に、通則法第 68 条の規定により計算した重加算税 624,000 円を賦課決定する。

1 確定申告書の提出義務

(1) 請求人は、自動販売機の設置場所（パチンコ店）を飲料水メーカーに紹介し販売手数料を得ること等を業として営む個人であることから、消費税法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する個人事業者（当課税期間の基準期間（平成 20 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間）における課税売上高は、下記（2）のとおり、16,837,401 円であるため、同法第 9 条「小規模事業者に係る納税義務の免除」の規定の適用はない。）に該当し、次の 2 のとおり国内における課税資産の譲渡等があることから、消費税等の確定申告書を提出する義務がある。

(2) 請求人の当課税期間の基準期間である平成 20 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間における課税売上高は、17,679,272 円に 105 分の 100 を乗じた金額 16,837,401 円である。

2 消費税

(1) 課税標準額

請求人の取引先を調査するなどして、当課税期間の課税標準額に計上すべき取引金額（税込金額）を確認したところ、32,762,822 円となる。

上記金額は、いずれも消費税法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する課税資産の譲渡等の対価の額及び消費税等の額の合計額に該当するので、この金額に 105 分の 100 を乗じた金額 31,202,000 円（1,000 円未満切り捨て）が、当課税期間の課税標準額となる。

(2) 課税標準額に対する消費税額

上記（1）のとおり課税標準額は 31,202,000 円となるので、当該金額を基に課税標準額に対する消費税額を計算した結果、課税標準額に対する消費税額は 1,248,000 円（100 円未満切り捨て）となる。

(3) 控除対象仕入税額

消費税法第 30 条「仕入れに係る消費税額の控除」第 1 項は、課税標準額に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除することを規定しているが、同条第 7 項の規定により、当課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る同条第 8 項に規定する帳簿及び同条第 9 項に規定する請求書等の保存があった場合にのみ適用されることとされている。

請求人は、調査において、平成 27 年 4 月 30 日から同年 7 月 30 日までの間、再三再四の本案調査担当者による仕入税額控除の要件に関する説明並びに消費税法第 30 条第 8 項に規定する帳簿及び同条第 9 項に規定する請求書等の提示要請に対して、同条第 8 項に規定する帳簿の提示がなく、また、帳簿の作成はしていない旨申述した。

これは、消費税法第 30 条第 7 項に規定する「課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求

書等を保存しない場合」に該当する。

したがって、課税仕入れに係る消費税額を課税標準額に対する消費税額から控除することはできない。

(4) 納付すべき税額

上記(1)から(3)までにより当課税期間の消費税額を計算した結果、納付すべき消費税額は1,248,000円となる。

3 地方消費税

地方消費税に係る課税標準額は、上記2のとおり消費税額1,248,000円となるので、当該金額を基に納付すべき地方消費税額を計算した結果、納付すべき地方消費税額は312,000円となる。

4 納付すべき税額

上記2の(4)及び3により消費税等を計算した結果、納付すべき消費税等の額は1,560,000円となる。

5 仮装又は隠ぺいの事実

(1) 請求人は、本件調査担当者に対して次の旨申述したこと。

イ 請求人は、請求人の事業に「B」及び「C」という屋号を使用してきたこと。

ロ 本件各預金口座に、X(株)等の飲料水メーカー等から振り込まれたものは、請求人が営む事業の収入であること。

ハ パチンコ店との間で、飲料水メーカーの自動販売機の設置に関する契約を結ぶ際、請求人がパチンコ店に対して、本件協賛金を支払っていたこと。

ニ 上記ハの本件協賛金の支払は、請求人の資金を原資としていたこと。

(2) 請求人は、後記イ及びロのとおり「B」、「B乙」及び「C」の屋号を使用して事業を営み、これに係る収入を得ていたこと。

イ 請求人は、自動販売機の設置場所(パチンコ店)を飲料水メーカーに紹介し販売手数料を得ること等を事業とし、この事業の取引に「B」又は「B乙」の屋号を使用して契約し、販売手数料の振込口座をB乙預金口座又はB丙預金口座に指定し、受領していたこと。

ロ 請求人は、清掃物品のレンタル先をd(株)に紹介すること等を事業とし、この事業の取引に「C」の屋号を使用して契約し、手数料の振込口座をC丁預金口座に指定し、受領していたこと。

(3) 関係人の申述

イ 乙の申述(平成27年3月26日の申述)

(イ) 乙は、平成18年頃、請求人から依頼を受けて、B乙預金口座を開設し、当該口座を請求人に貸していたこと。

(ロ) 上記(イ)の口座の預金通帳及び印鑑は乙が所持していたが、この口座への入金は、全て請求人の事業の収入であること。

ロ 丁の申述(平成27年4月23日の申述)

(イ) 丁は、平成18年頃、請求人から依頼を受けて、C丁預金口座を開設し、当該口座を請求人に貸していたこと。

(ロ) 上記(イ)の口座の預金通帳及び印鑑は、丁が所持していたが、この口座への入金は、全て請求人の事業の収入であること。

(4) 取引先の申述

イ X (株) j 営業部の社員 (平成27年3月27日の申述)

「B」との自動販売機設置契約に係る稟議書には契約先として「B (有限会社A)」と記載し、「要旨」欄に「有限会社A社を窓口として取引しております。」と記載したこと。

ロ X (株) m 営業所の社員 (平成27年3月31日の申述)

自動販売機の設置に係る契約更新の契約先は(有)Aであり、契約更新に係る稟議書の契約先には「B (有限会社A)」と記載したこと。

ハ Z (株) 営業本部の社員 (平成27年3月19日申述)

自動販売機の設置に係る契約における契約書上の契約者は「B代表乙」となっているが、Z (株) としては(有)Aとの取引であると認識していたこと。

(5) (有) Aとの取引

イ (有) Aが請求人に支払った販売手数料は、同社の総勘定元帳では(株)D又は(有)Eに対し支払ったものとして記帳されていたこと。

ロ 上記イの総勘定元帳の基となる、(有)Aが作成した本件A各支払伝票に、自動販売機の販売手数料の支払先が(株)D又は(有)Eと記載されていたこと。

(6) 小括

以上の事実を基に総合的に判断すると、請求人は自動販売機設置に係る契約や販売手数料の決済において、他人名義の預金口座であるB乙預金口座及びC丁預金口座を指定し、また、各取引先には(有)Aとの取引である旨の認識を与え、更には、(有)Aとの直接の取引においては、帳簿書類等の虚偽記載をさせることにより、請求人が行っている事業の存在を隠匿し、請求人の消費税等の課税標準等又は税額等の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装することにより法定申告期限までに確定申告書を提出しなかったと認められる。

(以下省略)

別紙9

平成23年課税期間分の消費税等の決定処分等に係る通知書に記載された処分の理由（要旨）

請求人は、平成23年課税期間分の消費税等の確定申告書を、次の1のとおり法定申告期限である平成24年4月2日までに提出する義務があると認められるが、当該確定申告書をいまだ提出していないので、次の2から4までのとおり消費税等に係る課税標準額及び納付すべき税額を決定する。

また、後記5のとおり仮装又は隠ぺいの事実が認められたので、当課税期間分の今回決定により納付すべきこととなる消費税等の額1,360,200円に、通則法第68条の規定により計算した重加算税544,000円を賦課決定する。

1 確定申告書の提出義務

(1) 請求人は、自動販売機の設置場所（パチンコ店）を飲料水メーカーに紹介し販売手数料を得ること等を業として営む個人であることから、消費税法第2条第1項第3号に規定する個人事業者（当課税期間の基準期間（平成21年1月1日から同年12月31日までの期間）における課税売上高は、下記（2）のとおり、28,009,874円であるため、同法第9条の規定の適用はない。）に該当し、次の2のとおり国内における課税資産の譲渡等があることから、消費税等の確定申告書を提出する義務がある。

(2) 請求人の当課税期間の基準期間である平成21年1月1日から同年12月31日までの期間における課税売上高は、29,410,368円に105分の100を乗じた金額28,009,874円である。

2 消費税

(1) 課税標準額

請求人の取引先を調査するなどして、当課税期間の課税標準額に計上すべき取引金額（税込金額）を確認したところ、28,568,212円となる。

上記金額は、いずれも消費税法第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等の対価の額及び消費税等の額の合計額に該当するので、この金額に105分の100を乗じた金額27,207,000円（1,000円未満切り捨て）が、当課税期間の課税標準額となる。

(2) 課税標準額に対する消費税額

上記（1）のとおり課税標準額は27,207,000円となるので、当該金額を基に課税標準額に対する消費税額を計算した結果、課税標準額に対する消費税額は1,088,200円（100円未満切り捨て）となる。

(3) 控除対象仕入税額

消費税法第30条第1項は、課税標準額に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除することを規定しているが、同条第7項の規定により、当課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る同条第8項に規定する帳簿及び同条第9項に規定する請求書等の保存があった場合にのみ適用されることとされている。

請求人は、調査において、平成27年4月30日から同年7月30日までの間、再三再四の本案調査担当者による仕入税額控除の要件に関する説明並びに消費税法第30条第8項に規定する帳簿及び同条第9項に規定する請求書等の提示要請に対して、同条第8項に規定する帳簿の提示がなく、また、帳簿の作成はしていない旨申述した。

これは、消費税法第30条第7項に規定する「課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求

書等を保存しない場合」に該当する。

したがって、課税仕入れに係る消費税額を課税標準額に対する消費税額から控除することはできない。

(4) 納付すべき税額

上記(1)から(3)までにより当課税期間の消費税額を計算した結果、納付すべき消費税額は1,088,200円となる。

3 地方消費税

地方消費税に係る課税標準額は、上記2のとおり消費税額1,088,200円となるので、当該金額を基に納付すべき地方消費税額を計算した結果、納付すべき地方消費税額は272,000円(100円未満切り捨て)となる。

4 納付すべき税額

上記2の(4)及び3により消費税等を計算した結果、納付すべき消費税等の額は1,360,200円となる。

5 仮装又は隠ぺいの事実

(1) 請求人は、本件調査担当者に対して次の旨申述したこと。

イ 請求人は、請求人の事業に「B」及び「C」という屋号を使用してきたこと。

ロ B丙預金口座及びC丁預金口座に、X(株)等の飲料水メーカー等から振り込まれたものは、請求人が営む事業の収入であること。

ハ パチンコ店との間で、飲料水メーカーの自動販売機の設置に関する契約を結ぶ際、請求人がパチンコ店に対して、本件協賛金を支払っていたこと。

ニ 上記ハの本件協賛金の支払は、請求人の資金を原資としていたこと。

(2) 請求人は、後記イ及びロのとおり「B」、「B乙」及び「C」の屋号を使用して事業を営み、これに係る収入を得ていたこと。

イ 請求人は、自動販売機の設置場所(パチンコ店)を飲料水メーカーに紹介し販売手数料を得ること等を事業とし、この事業の取引に「B」又は「B乙」の屋号を使用して契約し、販売手数料の振込口座をB丙預金口座に指定し、受領していたこと。

ロ 請求人は、清掃物品のレンタル先をd(株)に紹介すること等を事業とし、この事業の取引に「C」の屋号を使用して契約し、手数料の振込口座をC丁預金口座に指定し、受領していたこと。

(3) 丁の申述(平成27年4月23日の申述)

イ 丁は、平成18年頃、請求人から依頼を受けて、C丁預金口座を開設し、当該口座を請求人に貸していたこと。

ロ 上記イの口座の預金通帳及び印鑑は、丁が所持していたが、この口座への入金は、全て請求人の事業の収入であること。

(4) 取引先の申述

イ X(株) j営業部の社員(平成27年3月27日の申述)

「B」との自動販売機設置契約に係る稟議書には契約先として「B(有限会社A)」と記載し、「要旨」欄に「有限会社A社を窓口として取引しております。」と記載したこと。

ロ X(株) m営業所の社員(平成27年3月31日の申述)

自動販売機の設置に係る契約更新の契約先は(有)Aであり、契約更新に係る稟議書の契約

先には「B（有限会社A）」と記載したこと。

ハ Z（株）営業本部の社員（平成27年3月19日申述）

自動販売機の設置に係る契約における契約書上の契約者は「B代表乙」となっているが、Z（株）としては（有）Aとの取引であると認識していたこと。

（5）（有）Aとの取引

イ（有）Aが請求人に支払った販売手数料は、同社の総勘定元帳では（株）D又は（有）Eに対し支払ったものとして記帳されていたこと。

ロ 上記イの総勘定元帳の基となる、（有）Aが作成した本件A各支払伝票に、自動販売機の販売手数料の支払先が（株）D又は（有）Eと記載されていたこと。

（6）小括

以上の事実を基に総合的に判断すると、請求人は自動販売機設置に係る契約や販売手数料の決済において、他人名義の預金口座であるC丁預金口座を指定し、また、各取引先には（有）Aとの取引である旨の認識を与え、更には、（有）Aとの直接の取引においては、帳簿書類等の虚偽記載をさせることにより、請求人が行っている事業の存在を隠匿し、請求人の消費税等の課税標準等又は税額等の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装することにより法定申告期限までに確定申告書を提出しなかったと認められる。

（以下省略）

別紙 10

平成24年課税期間分の消費税等の決定処分等に係る通知書に記載された処分の理由（要旨）

請求人は、平成24年課税期間分の消費税等の確定申告書を、次の1のとおり法定申告期限である平成25年4月1日までに提出する義務があると認められるが、当該確定申告書をいまだ提出していないので、次の2から4までのとおり消費税等に係る課税標準額及び納付すべき税額を決定する。

また、後記5のとおり仮装又は隠ぺいの事実が認められたので、当課税期間分の今回決定により納付すべきこととなる消費税等の額1,280,000円に、通則法第68条の規定により計算した重加算税512,000円を賦課決定する。

1 確定申告書の提出義務

(1) 請求人は、自動販売機の設置場所（パチンコ店）を飲料水メーカーに紹介し販売手数料を得ること等を業として営む個人であることから、消費税法第2条第1項第3号に規定する個人事業者（当課税期間の基準期間（平成22年1月1日から同年12月31日までの期間）における課税売上高は、下記(2)のとおり31,202,687円であるため、同法第9条の規定の適用はない。）に該当し、次の2のとおり国内における課税資産の譲渡等があることから、消費税等の確定申告書を提出する義務がある。

(2) 請求人の当課税期間の基準期間である平成22年1月1日から同年12月31日までの期間における課税売上高は、32,762,822円に105分の100を乗じた金額31,202,687円である。

2 消費税

(1) 課税標準額

請求人の取引先を調査するなどして、当課税期間の課税標準額に計上すべき取引金額（税込金額）を確認したところ、27,074,381円となる。

上記金額は、いずれも消費税法第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等の対価の額及び消費税等の額の合計額に該当するので、この金額に105分の100を乗じた金額25,785,000円（1,000円未満切り捨て）が、当課税期間の課税標準額となる。

(2) 課税標準額に対する消費税額

上記(1)のとおり課税標準額は25,785,000円となるので、当該金額を基に課税標準額に対する消費税額を計算した結果、課税標準額に対する消費税額は1,031,400円となる。

(3) 控除対象仕入税額

消費税法第30条第1項は、課税標準額に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除することを規定しているが、同条第7項の規定により、当課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る同条第8項に規定する帳簿及び同条第9項に規定する請求書等の保存があった場合にのみ適用されることとされている。

請求人は、調査において、平成27年4月30日から同年7月30日までの間、再三再四の本件調査担当者による仕入税額控除の要件に関する説明並びに消費税法第30条第8項に規定する帳簿及び同条第9項に規定する請求書等の提示要請に対して、同条第8項に規定する帳簿の提示がなく、また、帳簿の作成はしていない旨申述した。

これは、消費税法第30条第7項に規定する「課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求

書等を保存しない場合」に該当する。

したがって、課税仕入れに係る消費税額を課税標準額に対する消費税額から控除することはできない。

(4) 納付すべき税額

上記(1)から(3)までにより当課税期間の消費税額を計算した結果、納付すべき消費税額は1,031,400円となる。

3 地方消費税

地方消費税に係る課税標準額は、上記2のとおり消費税額1,031,400円となるので、当該金額を基に納付すべき地方消費税額を計算した結果、納付すべき地方消費税額は257,800円(100円未満切り捨て)となる。

4 納付すべき税額

上記2の(4)及び3により消費税等を計算した結果、納付すべき消費税等の額は1,289,200円となる。

5 仮装又は隠ぺいの事実

(1) 請求人は、本件調査担当者に対して次の旨申述したこと。

イ 請求人は、請求人の事業に「B」及び「C」という屋号を使用してきたこと。

ロ B丙預金口座及びC丁預金口座に、X(株)等の飲料水メーカー等から振り込まれたものは、請求人が営む事業の収入であること。

ハ パチンコ店との間で、飲料水メーカーの自動販売機の設置に関する契約を結ぶ際、請求人がパチンコ店に対して、本件協賛金を支払っていたこと。

ニ 上記ハの本件協賛金の支払は、請求人の資金を原資としていたこと。

(2) 請求人は、後記イ及びロのとおり「B」、「B乙」、「B丙」及び「C」の屋号を使用して事業を営み、これに係る収入を得ていたこと。

イ 請求人は、自動販売機の設置場所(パチンコ店)を飲料水メーカーに紹介し販売手数料を得ること等を事業とし、この事業の取引に「B」、「B乙」又は「B丙」の屋号を使用して契約し、販売手数料の振込口座をB丙預金口座に指定し、受領していたこと。

ロ 請求人は、清掃物品のレンタル先をd(株)に紹介すること等を事業とし、この事業の取引に「C」の屋号を使用して契約し、手数料の振込口座をC丁預金口座に指定し、受領していたこと。

(3) 丁の申述(平成27年4月23日の申述)

イ 丁は、平成18年頃、請求人から依頼を受けて、C丁預金口座を開設し、当該口座を請求人に貸していたこと。

ロ 上記イの口座の預金通帳及び印鑑は、丁が所持していたが、この口座への入金は、全て請求人の事業の収入であること。

(4) 取引先の申述

イ X(株) j営業部の社員(平成27年3月27日の申述)

「B」との自動販売機設置契約に係る稟議書には契約先として「B(有限会社A)」と記載し、「要旨」欄に「有限会社A社を窓口にして取引しております。」と記載したこと。

ロ X(株) m営業所の社員(平成27年3月31日の申述)

自動販売機の設置に係る契約更新の契約先は(有)Aであり、契約更新に係る稟議書の契約

先には「B（有限会社A）」と記載したこと。

ハ Z（株）営業本部の社員（平成27年3月19日申述）

自動販売機の設置に係る契約における契約書上の契約者は「B代表乙」となっているが、Z（株）としては（有）Aとの取引であると認識していたこと。

（5）（有）Aとの取引

イ（有）Aが請求人に支払った販売手数料は、同社の総勘定元帳では（株）D又は（有）Eに対し支払ったものとして記載されていたこと。

ロ 上記イの総勘定元帳の基となる、（有）Aが作成した本件A各支払伝票に、自動販売機の販売手数料の支払先が（株）D又は（有）Eと記載されていたこと。

（6）小括

以上の事実を基に総合的に判断すると、請求人は自動販売機設置に係る契約や販売手数料の決済において、他人名義の預金口座であるC丁預金口座を指定し、また、各取引先には（有）Aとの取引である旨の認識を与え、更には、（有）Aとの直接の取引においては、帳簿書類等の虚偽記載をさせることにより、請求人が行っている事業の存在を隠匿し、請求人の消費税等の課税標準等又は税額等の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装することにより法定申告期限までに確定申告書を提出しなかったと認められる。

（以下省略）

別紙 1 1

平成 2 5 年課税期間分の消費税等の決定処分等に係る通知書に記載された処分の理由（要旨）

請求人は、平成 2 5 年課税期間分の消費税等の確定申告書を、次の 1 のとおり法定申告期限である平成 2 6 年 3 月 3 1 日までに提出する義務があると認められるが、当該確定申告書をいまだ提出していないので、次の 2 から 4 までのとおり消費税等に係る課税標準額及び納付すべき税額を決定する。

また、後記 5 のとおり仮装又は隠ぺいの事実が認められたので、当課税期間分の今回決定により納付すべきこととなる消費税等の額 1, 3 3 4, 6 6 0 円に、通則法第 6 8 条の規定により計算した重加算税 5 3 2, 0 0 0 円を賦課決定する。

1 確定申告書の提出義務

(1) 請求人は、自動販売機の設置場所（パチンコ店）を飲料水メーカーに紹介し販売手数料を得ること等を業として営む個人であることから、消費税法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する個人事業者（当課税期間の基準期間（平成 2 3 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの期間）における課税売上高は、下記（2）のとおり、2 7, 2 0 7, 8 2 0 円であるため、同法第 9 条の規定の適用はない。）に該当し、次の 2 のとおり国内における課税資産の譲渡等があることから、消費税等の確定申告書を提出する義務がある。

(2) 請求人の当課税期間の基準期間である平成 2 3 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの期間における課税売上高は、2 8, 5 6 8, 2 1 2 円に 1 0 5 分の 1 0 0 を乗じた金額 2 7, 2 0 7, 8 2 0 円である。

2 消費税

(1) 課税標準額

請求人の取引先を調査するなどして、当課税期間の課税標準額に計上すべき取引金額（税込金額）を確認したところ、2 8, 0 2 9, 3 4 9 円となる。

上記金額は、いずれも消費税法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する課税資産の譲渡等の対価の額及び消費税等の額の合計額に該当するので、この金額に 1 0 5 分の 1 0 0 を乗じた金額 2 6, 6 9 4, 0 0 0 円（1, 0 0 0 円未満切り捨て）が、当課税期間の課税標準額となる。

(2) 課税標準額に対する消費税額

上記（1）のとおり課税標準額は 2 6, 6 9 4, 0 0 0 円となるので、当該金額を基に課税標準額に対する消費税額を計算した結果、課税標準額に対する消費税額は 1, 0 6 7, 7 0 0 円（1 0 0 円未満切り捨て）となる。

(3) 控除対象仕入税額

消費税法第 3 0 条第 1 項は、課税標準額に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除することを規定しているが、同条第 7 項の規定により、当課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る同条第 8 項に規定する帳簿及び同条第 9 項に規定する請求書等の保存があった場合にのみ適用されることとされている。

請求人は、調査において、平成 2 7 年 4 月 3 0 日から同年 7 月 3 0 日までの間、再三再四の本案調査担当者による仕入税額控除の要件に関する説明並びに消費税法第 3 0 条第 8 項に規定する帳簿及び同条第 9 項に規定する請求書等の提示要請に対して、同条第 8 項に規定する帳簿の提示がなく、また、帳簿の作成はしていない旨申述した。

これは、消費税法第 3 0 条第 7 項に規定する「課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求

書等を保存しない場合」に該当する。

したがって、課税仕入れに係る消費税額を課税標準額に対する消費税額から控除することはできない。

(4) 納付すべき税額

上記(1)から(3)までにより当課税期間の消費税額を計算した結果、納付すべき消費税額は1,067,700円となる。

3 地方消費税

地方消費税に係る課税標準額は、上記2のとおり消費税額1,067,700円となるので、当該金額を基に納付すべき地方消費税額を計算した結果、納付すべき地方消費税額は266,900円(100円未満切り捨て)となる。

4 納付すべき税額

上記2の(4)及び3により消費税等を計算した結果、納付すべき消費税等の額は1,334,600円となる。

5 仮装又は隠ぺいの事実

(1) 請求人は、本件調査担当者に対して次の旨申述したこと。

イ 請求人は、請求人の事業に「B」及び「C」という屋号を使用してきたこと。

ロ B丙預金口座及びC丁預金口座に、X(株)等の飲料水メーカー等から振り込まれたものは、請求人が営む事業の収入であること。

ハ パチンコ店との間で、飲料水メーカーの自動販売機の設置に関する契約を結ぶ際、請求人がパチンコ店に対して、本件協賛金を支払っていたこと。

ニ 上記ハの本件協賛金の支払は、請求人の資金を原資としていたこと。

(2) 請求人は、後記イ及びロのとおり「B」、「B乙」、「B丙」及び「C」の屋号を使用して事業を営み、これに係る収入を得ていたこと。

イ 請求人は、自動販売機の設置場所(パチンコ店)を飲料水メーカーに紹介し販売手数料を得ること等を事業とし、この事業の取引に「B」、「B乙」又は「B丙」の屋号を使用して契約し、販売手数料の振込口座をB丙預金口座に指定し、受領していたこと。

ロ 請求人は、清掃物品のレンタル先をd(株)に紹介すること等を事業とし、この事業の取引に「C」の屋号を使用して契約し、手数料の振込口座をC丁預金口座に指定し、受領していたこと。

(3) 丁の申述(平成27年4月23日の申述)

イ 丁は、平成18年頃、請求人から依頼を受けて、C丁預金口座を開設し、当該口座を請求人に貸していたこと。

ロ 上記イの口座の預金通帳及び印鑑は、丁が所持していたが、この口座への入金は、全て請求人の事業の収入であること。

(4) 取引先の申述

イ X(株) j営業部の社員(平成27年3月27日の申述)

「B」との自動販売機設置契約に係る稟議書には契約先として「B(有限会社A)」と記載し、「要旨」欄に「有限会社A社を窓口として取引しております。」と記載したこと。

ロ X(株) m営業所の社員(平成27年3月31日の申述)

自動販売機の設置に係る契約更新の契約先は(有)Aであり、契約更新に係る稟議書の契約

先には「B（有限会社A）」と記載したこと。

ハ Z（株）営業本部の社員（平成27年3月19日申述）

自動販売機の設置に係る契約における契約書上の契約者は「B代表乙」となっているが、Z（株）としては（有）Aとの取引であると認識していたこと。

（5）（有）Aとの取引

イ（有）Aが請求人に支払った販売手数料は、同社の総勘定元帳では（株）D又は（有）Eに対し支払ったものとして記帳されていたこと。

ロ 上記イの総勘定元帳の基となる、（有）Aが作成した本件A各支払伝票に、自動販売機の販売手数料の支払先が（株）D又は（有）Eと記載されていたこと。

（6）小括

以上の事実を基に総合的に判断すると、請求人は自動販売機設置に係る契約や販売手数料の決済において、他人名義の預金口座であるC丁預金口座を指定し、また、各取引先には（有）Aとの取引である旨の認識を与え、更には、（有）Aとの直接の取引においては、帳簿書類等の虚偽記載をさせることにより、請求人が行っている事業の存在を隠匿し、請求人の消費税等の課税標準等又は税額等の基礎となるべき事実の全部又は一部を匿いし、又は仮装することにより法定申告期限までに確定申告書を提出しなかったと認められる。

（以下省略）

別紙 1 2

平成 2 6 年課税期間分の消費税等の決定処分等に係る通知書に記載された処分の理由（要旨）

請求人は、平成 2 6 年課税期間分の消費税等の確定申告書を、次の 1 のとおり法定申告期限である平成 2 7 年 3 月 3 1 日までに提出する義務があると認められるが、当該確定申告書をいまだ提出していないので、次の 2 から 4 までのとおり消費税等に係る課税標準額及び納付すべき税額を決定する。

また、後記 5 のとおり仮装又は隠ぺいの事実が認められたので、当課税期間分の今回決定により納付すべきこととなる消費税等の額 1, 5 5 6, 0 0 0 円に、通則法第 6 8 条の規定により計算した重加算税 6 2 0, 0 0 0 円を賦課決定する。

1 確定申告書の提出義務

(1) 請求人は、自動販売機の設置場所（パチンコ店）を飲料水メーカーに紹介し販売手数料を得ること等を業として営む個人であることから、消費税法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する個人事業者（当課税期間の基準期間（平成 2 4 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの期間）における課税売上高は、下記（2）のとおり、2 5, 7 8 5, 1 2 4 円であるため、同法第 9 条の規定の適用はない。）に該当し、次の 2 のとおり国内における課税資産の譲渡等があることから、消費税等の確定申告書を提出する義務がある。

(2) 請求人の当課税期間の基準期間である平成 2 4 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの期間における課税売上高は、2 7, 0 7 4, 3 8 1 円に 1 0 5 分の 1 0 0 を乗じた金額 2 5, 7 8 5, 1 2 4 円である。

2 消費税

(1) 課税標準額

請求人の取引先を調査するなどして、当課税期間の課税標準額に計上すべき取引金額（税込金額）を確認したところ、2 2, 9 6 1, 1 8 5 円となる。

上記金額は、いずれも消費税法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する課税資産の譲渡等の対価の額及び消費税等の額の合計額に該当するので、2 1, 4 0 4, 0 0 0 円（1, 0 0 0 円未満切り捨て）が、当課税期間の課税標準額となる。

(2) 課税標準額に対する消費税額

上記（1）のとおり課税標準額は 2 1, 4 0 4, 0 0 0 円となるので、当該金額を基に課税標準額に対する消費税額を計算した結果、課税標準額に対する消費税額は 1, 2 2 8, 6 0 0 円（1 0 0 円未満切り捨て）となる。

(3) 控除対象仕入税額

消費税法第 3 0 条第 1 項は、課税標準額に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除することを規定しているが、同条第 7 項の規定により、当課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る同条第 8 項に規定する帳簿及び同条第 9 項に規定する請求書等の保存があった場合にのみ適用されることとされている。

請求人は、調査において、平成 2 7 年 4 月 3 0 日から同年 7 月 3 0 日までの間、再三再四の本件調査担当者による仕入税額控除の要件に関する説明並びに消費税法第 3 0 条第 8 項に規定する帳簿及び同条第 9 項に規定する請求書等の提示要請に対して、同条第 8 項に規定する帳簿の提示がなく、また、帳簿の作成はしていない旨申述した。

これは、消費税法第 3 0 条第 7 項に規定する「課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求

書等を保存しない場合」に該当する。

したがって、課税仕入れに係る消費税額を課税標準額に対する消費税額から控除することはできない。

(4) 納付すべき税額

上記(1)から(3)までにより当課税期間の消費税額を計算した結果、納付すべき消費税額は1,228,600円となる。

3 地方消費税

地方消費税に係る課税標準額は、上記2のとおり消費税額1,228,600円となるので、当該金額を基に納付すべき地方消費税額を計算した結果、納付すべき地方消費税額は327,400円となる。

4 納付すべき税額

上記2の(4)及び3により消費税等を計算した結果、納付すべき消費税等の額は1,556,000円となる。

5 仮装又は隠ぺいの事実

(1) 請求人は、本件調査担当者に対して次の旨申述したこと。

イ 請求人は、請求人の事業に「B」及び「C」という屋号を使用してきたこと。

ロ B丙預金口座及びC丁預金口座に、X(株)等の飲料水メーカー等から振り込まれたものは、請求人が営む事業の収入であること。

ハ パチンコ店との間で、飲料水メーカーの自動販売機の設置に関する契約を結ぶ際、請求人がパチンコ店に対して、本件協賛金を支払っていたこと。

ニ 上記ハの本件協賛金の支払は、請求人の資金を原資としていたこと。

(2) 請求人は、後記イ及びロのとおり「B」、「B乙」、「B丙」及び「C」の屋号を使用して事業を営み、これに係る収入を得ていたこと。

イ 請求人は、自動販売機の設置場所(パチンコ店)を飲料水メーカーに紹介し販売手数料を得ること等を事業とし、この事業の取引に「B」、「B乙」又は「B丙」の屋号を使用して契約し、販売手数料の振込口座をB丙預金口座に指定し、受領していたこと。

ロ 請求人は、清掃物品のレンタル先をd(株)に紹介すること等を事業とし、この事業の取引に「C」の屋号を使用して契約し、手数料の振込口座をC丁預金口座に指定し、受領していたこと。

(3) 丁の申述(平成27年4月23日の申述)

イ 丁は、平成18年頃、請求人から依頼を受けて、C丁預金口座を開設し、当該口座を請求人に貸していたこと。

ロ 上記イの口座の預金通帳及び印鑑は、丁が所持していたが、この口座への入金は、全て請求人の事業の収入であること。

(4) 取引先の申述

イ X(株) j営業部の社員(平成27年3月27日の申述)

「B」との自動販売機設置契約に係る稟議書には契約先として「B(有限会社A)」と記載し、「要旨」欄に「有限会社A社を窓口として取引しております。」と記載したこと。

ロ X(株) m営業所の社員(平成27年3月31日の申述)

自動販売機の設置に係る契約更新の契約先は(有)Aであり、契約更新に係る稟議書の契約

先には「B（有限会社A）」と記載したこと。

ハ Z（株）営業本部の社員（平成27年3月19日申述）

自動販売機の設置に係る契約における契約書上の契約者は「B代表乙」となっているが、Z（株）としては（有）Aとの取引であると認識していたこと。

（5）（有）Aとの取引

イ（有）Aが請求人に支払った販売手数料は、同社の総勘定元帳では（株）D又は（有）Eに対し支払ったものとして記帳されていたこと。

ロ 上記イの総勘定元帳の基となる、（有）Aが作成した本件A各支払伝票に、自動販売機の販売手数料の支払先が（株）D又は（有）Eと記載されていたこと。

（6）小括

以上の事実を基に総合的に判断すると、請求人は自動販売機設置に係る契約や販売手数料の決済において、他人名義の預金口座であるC丁預金口座を指定し、また、各取引先には（有）Aとの取引である旨の認識を与え、更には、（有）Aとの直接の取引においては、帳簿書類等の虚偽記載をさせることにより、請求人が行っている事業の存在を隠匿し、請求人の消費税等の課税標準等又は税額等の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装することにより法定申告期限までに確定申告書を提出しなかったと認められる。

（以下省略）

本件各年において原告が受領した販売手数料等の金額の内訳

(単位:円)

年分		取引先	順序	平成20年分	平成21年分	平成22年分	平成23年分	平成24年分	平成25年分	平成26年分	備考
年分	取引先										
本件各自販機設置取引	A	①	5,749,245	10,211,907	13,927,032	12,495,126	13,742,526	13,421,982	14,628,561	乙第45号証 乙第68号証	
	X	②	5,791,601	12,122,249	13,592,805	13,363,485	10,187,672	10,166,056	947,400	乙第69号証の1 乙第69号証の2	
	b	③	0	0	0	0	0	0	3,925,691	乙第43号証 乙第70号証	
	a	④	0	0	0	0	560,736	1,297,944	273,942	乙第38号証の3 乙第41号証 乙第71号証	
	Z	⑤	2,249,567	4,086,169	2,338,636	0	0	562,152	495,861	乙第72号証の1 乙第72号証の2	
本件自販機等以外取引	d	⑥	2,581,102	2,815,696	2,692,453	2,513,955	2,425,572	2,413,255	2,526,149	乙第73号証の1 乙第73号証の2	
	e	⑦	152,477	174,347	211,896	195,646	157,875	167,960	163,581	乙第74号証の1 乙第74号証の2	
	h	⑧	1,155,280	0	0	0	0	0	0	乙第75号証の1 乙第75号証の2	
合計金額		⑨	17,679,272	29,410,368	32,762,822	28,568,212	27,074,381	28,029,349	22,961,185		

(注) 上記の金額はいずれも税込金額である。

被告主張額の内訳表（所得税等の納付すべき税額）

（単位：円）

年分 項目	順号	平成20年分	平成21年分	平成22年分	平成23年分	平成24年分	平成25年分	平成26年分
総収入金額	①	17,679,272	29,410,368	32,762,822	28,568,212	27,074,381	28,029,349	22,961,185
必要経費の額 の合計額	②	9,431,164	11,662,799	13,359,781	10,170,407	11,074,491	9,937,037	9,588,906
事業所得の金額 (①-②)	③	8,248,108	17,747,569	19,403,041	18,397,805	15,999,890	18,092,312	13,372,279
給与所得の金額	④	-	-	-	-	3,098,400	2,820,000	-
総所得金額 (③+④)	⑤	8,248,108	17,747,569	19,403,041	18,397,805	19,098,290	20,912,312	13,372,279
医療費控除の額	⑥	-	-	680,180	-	-	-	-
社会保険料控除の額	⑦	-	-	-	-	939,057	1,049,263	-
生命保険料控除の額	⑧	-	-	-	-	50,000	50,000	-
地震保険料控除の額	⑨	-	-	-	-	7,800	7,800	-
障害者控除の額	⑩	270,000	270,000	270,000	270,000	750,000	750,000	750,000
配偶者控除の額	⑪	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
扶養控除の額	⑫	760,000	760,000	760,000	-	-	-	-
基礎控除の額	⑬	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
所得控除の合計額 (⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬)	⑭	1,790,000	1,790,000	2,470,180	1,030,000	2,506,857	2,617,063	1,510,000
課税総所得金額 (⑤-⑭)	⑮	6,458,000	15,957,000	16,932,000	17,367,000	16,591,000	18,295,000	11,862,000
課税総所得金額 に対する税額	⑯	864,100	3,729,810	4,051,560	4,195,110	3,939,030	4,522,000	2,378,460
差引所得税額 (基準所得税額)	⑰	864,100	3,729,810	4,051,560	4,195,110	3,939,030	4,522,000	2,378,460
復興特別所得税額	⑱	-	-	-	-	-	94,962	49,947
源泉徴収税額	⑲	-	-	-	-	29,500	10,300	-
申告納税額	㉑	864,100	3,729,800	4,051,500	4,195,100	3,909,500	4,606,600	2,428,400
納付すべき税額 (被告主張額)	㉒	864,100	3,729,800	4,051,500	4,195,100	3,909,500	4,606,600	2,428,400

(注) 1 ⑮の金額は、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(注) 2 ㉑の金額は、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(注) 3 平成25年分及び平成26年分の⑱、㉑及び㉒の金額は、所得税及び復興特別所得税の合計金額である。

(注) 4 平成25年分及び平成26年分の⑰の金額は、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律2条の規定による所得税の額の軽減又は免除後の金額である。

被告主張額の内訳表（本件各基準期間の課税売上高）

（単位：円）

項目	課税期間	順号	平成22年 課税期間	平成23年 課税期間	平成24年 課税期間	平成25年 課税期間	平成26年 課税期間
課税期間に対応する基準期間	-	-	平成20年 基準期間	平成21年 基準期間	平成22年 基準期間	平成23年 基準期間	平成24年 基準期間
事業所得の総収入金額	①		17,679,272	29,410,368	32,762,822	28,568,212	27,074,381
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（①×100/105）	②		16,837,401	28,009,874	31,202,687	27,207,820	25,785,124
売上に係る税抜対価の返還等の金額の合計額	③		0	0	0	0	0
課税売上高	④		16,837,401	28,009,874	31,202,687	27,207,820	25,785,124

（注）②の金額は、一円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

被告主張額の内訳表（消費税等の納付すべき税額等）

（単位：円）

項目	課税期間	順号	平成22年 課税期間	平成23年 課税期間	平成24年 課税期間	平成25年 課税期間	平成26年 課税期間
課税基準額	①		31,202,000	27,207,000	25,785,000	26,694,000	21,404,000
課税標準額に対する消費税額	②		1,248,080	1,088,280	1,031,400	1,067,760	1,228,668
控除対象仕入税額	③		0	0	0	0	0
納付すべき消費税額（②－③）	④		1,248,000	1,088,200	1,031,400	1,067,700	1,228,600
地方消費税の課税標準となる消費税額（⑤）	⑤		1,248,000	1,088,200	1,031,400	1,067,700	
地方消費税の譲渡割額の納付額（⑤×25%）	⑥		312,000	272,000	257,800	266,900	
納付すべき譲渡割額	⑦		312,000	272,000	257,800	266,900	327,400
納付すべき消費税等の合計額（④＋⑦）	⑧		1,560,000	1,360,200	1,289,200	1,334,600	1,556,000

（注）1 ①の金額は、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

（注）2 ④、⑥及び⑦の各金額は、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

別表 5-1、5-2 省略